

業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」の改正について

平成22年 1月13日
日本公認会計士協会

業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」（改正 平成20年12月16日）を次のように改正する。

新	旧
<p>業種別委員会報告第38号</p> <p style="text-align: center;">投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月15日 改正 平成20年12月16日 最終改正 平成22年 1月13日 日本公認会計士協会</p> <p>《 全般事項》 《 1. 本報告の目的》 1. 本報告は、投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）に関わる会計及び監査、並びに組合員の会計に係る実務上の指針を提供するものである。</p> <p>《 2. 有責組合に関わる会計及び監査の変遷》 2. 「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）」（以下「有責組合法」という。）が平成10年11月1日から施行され、有責組合法第8条第1項に基づく財務諸表等に記載すべき事項を定めたものとして「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（平成10年8月20日中小企業庁公示、10・08・07企庁第2号）」（以下「有責組合会計規則」という。）が経済産業省中小企業庁より公示されている。 当協会では、有責組合法及び有責組合会計規則の制定趣旨にのっとり、有責組合の無限責任組合員が作成する財務諸表等に係る会計処理と標準的なひな型及び監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）が実施すべき監査手続と監査報告書の文例を示すため、平成11年3月24日に業種別監査委員会報告第13号「中小企業等投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い（中間報告）」（以下「第13号報告」という。）を公表し、その後も、数度にわたり改正を行ってきた。 平成16年6月の証券取引法（現「金融商品取引法」）の改正に伴い、平成16年12月1日から有責組合の出資金及びそれに類する出資持分が、証券取引法第2条第2項に規定するみなし有価証券に追加され、一定の条件に該当した場合は、証券取引法に基づき有責組合自体の財務諸表の作成及び監査報告書の提出を要することとされた。これにより委員会報告の構成を大幅に見直す必要が生じたため、当協会は、第13号報告を廃止し、新たに本報告を業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」として公表し、その後、金融商品取引法の施行等に伴う改正を行っている。</p> <p>3. 有責組合法制定当初において、中小企業の未公開株式が有責組合の主な投資対象とされていたが、その後の同法の改正によって投資対象が拡大され、現在は、公開会社の株式、金銭債権、匿名組合の出資持分、信託受益権なども投資対象に含まれている。 しかしながら、本報告は、未公開株式を主な投資対象とする有責組合を想定して作成されている。</p> <p>4. 平成21年4月9日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、これに伴い、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」、監査・保証実務委員</p>	<p>業種別委員会報告第38号</p> <p style="text-align: center;">投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成19年 3月15日 改正 平成20年12月16日 日本公認会計士協会</p> <p>《 全般事項》 《 1. 本報告の目的》 1. 本報告は、投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）に関わる会計及び監査、並びに組合員の会計に係る実務上の指針を提供するものである。</p> <p>《 2. 有責組合に関わる会計及び監査の変遷》 2. 「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）」（以下「有責組合法」という。）が平成10年11月1日から施行され、有責組合法第8条第1項に基づく財務諸表等に記載すべき事項を定めたものとして「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（平成10年8月20日中小企業庁公示、10・08・07企庁第2号）」（以下「有責組合会計規則」という。）が経済産業省中小企業庁より公示されている。 当協会では、有責組合法及び有責組合会計規則の制定趣旨にのっとり、有責組合の無限責任組合員が作成する財務諸表等に係る会計処理と標準的なひな型及び監査法人又は公認会計士（以下「監査法人等」という。）が実施すべき監査手続と監査報告書の文例を示すため、平成11年3月24日に業種別監査委員会報告第13号「中小企業等投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い（中間報告）」（以下「第13号報告」という。）を公表し、その後も、数度にわたり改正を行ってきた。 平成16年6月の証券取引法（現「金融商品取引法」）の改正に伴い、平成16年12月1日から有責組合の出資金及びそれに類する出資持分が、証券取引法第2条第2項に規定するみなし有価証券に追加され、一定の条件に該当した場合は、証券取引法に基づき有責組合自体の財務諸表の作成及び監査報告書の提出を要することとされた。これにより委員会報告の構成を大幅に見直す必要が生じたため、当協会は、第13号報告を廃止し、新たに本報告を業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」として公表した。</p> <p>3. 有責組合法制定当初において、中小企業の未公開株式が有責組合の主な投資対象とされていたが、その後の同法の改正によって投資対象が拡大され、現在は、公開会社の株式、金銭債権、匿名組合の出資持分、信託受益権なども投資対象に含まれている。 しかしながら、本報告は、未公開株式を主な投資対象とする有責組合を想定して作成されている。</p> <p>4. 今回、金融商品取引法の施行、並びにその後の改正公認会計士法及びその関係府令の改正を受けて、監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書に関する実務指針」が改正されたことに伴い、監査報告</p>

新	旧
<p>会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」、監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」等の改正が行われている。今般の改正に伴い、当初より存続期限が定められている有責組合の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を明確にするとともに（第11項）、存続期間が一年未満となった場合の処分方針（第12項）及び存続期限の延長（第13項）に対する重要な不確実性の考え方の整理を行っている。</p> <p>《3．有責組合に関わる会計及び監査の特徴》 《(1) 有責組合に関わる会計基準》 5．有責組合法では、有責組合法則に定めるとおり未公開株式を含めた時価評価を行い、かつ未実現損益を損益計算書に計上する方法を採用した。しかし、その後の「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の公表により、株式に付すべき時価は市場価格のあるもののみとする金融商品会計基準と有責組合法則との間で時価概念の相違が生じた。また、金融商品会計基準ではその他有価証券に区分されたものは当該評価差額を貸借対照表の純資産の部に計上するため、有責組合法則と金融商品会計基準の双方の財務諸表を作成する場合には、一つの有責組合で異なる当期損益が算定される状況となっている。</p> <p>さらに、金融商品取引法において有責組合の出資金はみなし有価証券とされており、一定の条件に該当した場合、有価証券届出書や有価証券報告書等の提出義務を負うことから、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）に準拠した財務諸表及び中間財務諸表を作成する必要性が生じている。この場合の財務諸表及び中間財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で作成されるため、金融商品会計基準が適用されることになる。</p> <p>《(2) 監査の態様》 6．有責組合法による有責組合法則に準拠した財務諸表、並びに金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表及び中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表については、監査法人等の監査を受けることが法定されている。</p> <p>この他、有責組合に出資している組合員の立場から自己の決算書に組合決算の結果を取込み易くするために金融商品会計基準による財務諸表の作成要請があり、有責組合ごとに必要に応じて金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成することがある。このような金融商品会計基準に準拠した財務諸表に対する監査報告書は任意監査の位置付けで発行されている。</p> <p>《(3) 保証業務リスクの相違》 7．有責組合法則の時価評価は組合契約ごとに定められるものであるため、その監査報告書は組合契約で定められた投資の評価基準への準拠性についての意見表明であり、投資の評価額の妥当性を含めた意見を表明するものではない。金融商品会計基準に準拠した財務諸表（金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表を含む。）に対しては、当然に投資の評価額の客観的な妥当性を含めた意見を表明している点が大きく相違している。</p> <p>《(4) 有責組合の存続期限》 8．有責組合には、その設立当初より事業の存続期限が定められている（以下「有期限性」という。）という特徴がある。このような有期限性と継続企業の前提との関係については、特段の検討がなされてこなかった。本報告では、有責組合における継続企業の前提に係る会計及び監査の基準又は慣行が確立していないまま有責組合の財務諸表が監査対象とされてきた実情を斟酌し、有責組合において継続企業の前提をどのように取り扱うかについて定めている。</p> <p>《 会計処理及び表示方法》 《1．有責組合の有期限性及び継続企業の前提》 《(1) 有責組合事業の有期限性及び継続企業の前提》 9．通常の企業活動と異なり、有責組合はその設立当初より事業の存続期限が定められている。この点から有責組合の終了年度等については継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況に該当するの</p>	<p>書の文例の一部を修正したほか、所要の改正を行った。なお、金融商品取引法の施行に伴い、みなし有価証券の範囲の見直し（同法第2条第2項）及び開示義務要件の見直し（同法第2条第3項第3号、同条第4項第2号等）が行われているが、有責組合にかかる金融商品取引法に基づく財務諸表の作成及び監査上の取扱いについて、基本的な事項に変更はない。</p> <p>《3．有責組合に関わる会計及び監査の特徴》 《(1) 有責組合に関わる会計基準》 5．有責組合法では、有責組合法則に定めるとおり未公開株式を含めた時価評価を行い、かつ未実現損益を損益計算書に計上する方法を採用した。しかし、その後の「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の公表により、株式に付すべき時価は市場価格のあるもののみとする金融商品会計基準と有責組合法則との間で時価概念の相違が生じた。また、金融商品会計基準ではその他有価証券に区分されたものは当該評価差額を貸借対照表の純資産の部に計上するため、有責組合法則と金融商品会計基準の双方の財務諸表を作成する場合には、一つの有責組合で異なる当期損益が算定される状況となっている。</p> <p>さらに、金融商品取引法において有責組合の出資金はみなし有価証券とされており、一定の条件に該当した場合、有価証券届出書や有価証券報告書等の提出義務を負うことから、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）及び「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）に準拠した財務諸表及び中間財務諸表を作成する必要性が生じている。この場合の財務諸表及び中間財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で作成されるため、金融商品会計基準が適用されることになる。</p> <p>《(2) 監査の態様》 6．有責組合法による有責組合法則に準拠した財務諸表、並びに金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表及び中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表については、監査法人等の監査を受けることが法定されている。</p> <p>この他、有責組合に出資している組合員の立場から自己の決算書に組合決算の結果を取込み易くするために金融商品会計基準による財務諸表の作成要請があり、有責組合ごとに必要に応じて金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成することがある。このような金融商品会計基準に準拠した財務諸表に対する監査報告書は任意監査の位置付けで発行されている。</p> <p>《(3) 保証業務リスクの相違》 7．有責組合法則の時価評価は組合契約ごとに合意されるものであるため、その監査報告書は合意された投資の評価基準への準拠性についての意見表明であり、投資の評価額の妥当性を含めた意見を表明するものではない。金融商品会計基準に準拠した財務諸表（金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表を含む。）に対しては、当然に投資の評価額の客観的な妥当性を含めた意見を表明している点が大きく相違している。</p> <p>《(4) 有責組合の存続期限》 8．有責組合は、その設立当初より事業の存続期限が定められている（以下「有期限性」という。）特徴がある。このような有期限性と継続企業の前提との関係、継続企業の前提の下での会計処理をそのまま有責組合に適用することの是非については特段の検討がなされてこなかった。本報告では、有責組合における継続企業の前提に係る会計及び監査の基準又は慣行が確立していないまま有責組合の財務諸表が監査対象とされている実情を斟酌して取扱いを定めている。</p> <p>《 会計処理及び表示方法》 《1．有責組合の有期限性及び継続企業の前提》 《(1) 有責組合事業の有期限性及び継続企業の前提》 9．通常の企業活動と異なり、有責組合はその設立当初より事業の存続期限が定められている。この点から有責組合の終了年度等については継続企業の前提に疑義が認められる状況に該当するので</p>

新	旧
<p>ではないか、あるいはそもそも有責組合事業は存続期限が定められている設立当初より継続企業の前提を満たしていないのではないかという見解がある。一方、事業の存続期限が明定されているのであるから、別に疑義があるわけではないとする見解もある。</p> <p>10. 有責組合の有期限性は関係者及び財務諸表の利用者に周知されており、また、無限責任組合員は最終年度までに有責組合の資産の回収及び負債の返済を終え、組合財産を分配する責務を有している。このような組合事業における存続期限内での資産等の換金化は、有責組合の正常な事業活動として関係者から承知されている。</p> <p>したがって、有責組合における継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況とは、有責組合の存続期限が定められていることではなく、<u>正常な事業活動が阻害される場合、すなわち、貸借対照表日の翌日から存続期限（存続期限の延長が決定している場合には、延長後の存続期限）までの期間（以下「存続期間」という。）内に資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある場合を想定して検討するのが適当である。</u></p> <p>11. 以上の有責組合の特徴を踏まえると、組合事業の遂行そのものに支障が生じていない有責組合の有期限性の下では、組合事業における存続期間が一年未満となった場合に、<u>存続期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある状況が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に該当すると言える。なお、存続期間内での資産の回収及び負債の返済が確実に完了すると見込まれない限り、一般に「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に該当することに留意が必要である。</u></p> <p>12. <u>有責組合の存続期間が一年未満となっており、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある状況において、有責組合が保有する未公開株式について、無限責任組合員が処分時期、処分方法等の処分方針を明確にして当該期間内での完了を計画している場合、この処分方針は「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を解消し、又は改善するための対応策に該当するものと思われる。</u></p> <p><u>したがって、このような場合には、無限責任組合員がこの対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かという観点から、継続企業の前提に関する検討が行われることとなる。なお、例えば、処分にかかる売買契約の締結が確定していない場合には、重要な不確実性が認められるものと考えられる。</u></p> <p>13. <u>有責組合の存続期間が一年未満となっており、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある状況において、無限責任組合員が存続期限の延長を計画している場合がある。このような無限責任組合員の計画は、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を解消し、又は改善するための対応策に該当するものと思われる。</u></p> <p><u>したがって、このような場合には、無限責任組合員がこの対応策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かという観点から、継続企業の前提に関する検討が行われることとなるが、組合契約に定める手続に従って延長が行われることが確定していない場合には、重要な不確実性が認められるものと考えられる。</u></p> <p>《(2) 存続期間が一年未満となった場合の投資の評価の留意点》</p> <p>14. <u>有責組合の存続期間が一年未満となった場合における存続期限の到来の直前期（無限責任組合員が存続期限の延長を計画しており、延長後の予定存続期間が一年以上となる場合を除く。）については、特に資産の評価が組合事業清算時の価額（清算価値に準じた価額）と大きく相違することが合理的に予想される場合、早期換金化による流動性リスクをも加味した減損処理等が慎重に行われ、その影響が適切に財務諸表に反映されている必要がある。</u></p> <p>15. <u>有責組合会計規則においては、投資は組合契約に定める評価方法に従った時価で評価することが原則とされ（有責組合会計規則第7条第2項、第3項）、監査報告書にはこの組合契約で定められた投資の評価基準への準拠性についての意見が表明される。したがって、特に存続期間が一年未満となった場合には残存する全銘柄が処分対象となるため、第22項に記載した回収可能価額の概念の評価基準への反映などにより、評価基準による評価が早期換金化による流動性リスクを加味した価額と乖離しないような</u></p>	<p>は、あるいはそもそも有責組合事業は存続期限が定められている設立当初より継続企業の前提を満たしていないのではという見解がある。一方、事業の存続期限が明定されているのであるから、別に疑義があるわけではないとする見解もある。</p> <p>10. 有責組合の有期限性は関係者及び財務諸表の利用者に周知されており、また、無限責任組合員は最終年度までに有責組合の資産の回収及び負債の返済を終え、組合財産を分配する責務を有している。このような組合事業における存続期限内での資産等の換金化は、有責組合の正常な事業内容として関係者から承知されている。</p> <p>したがって、有責組合における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況とは、組合の存続期限が定められていることではなく、貸借対照表日の翌日から存続期限（存続期限の変更が決定している場合には、<u>変更後の存続期限</u>）までの期間（以下「存続期間」という。）内に資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある場合を想定して検討するのが<u>至当との考えもある。</u></p> <p>11. 以上の見解も踏まえ、<u>有責組合における「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」とは、当初予想されなかった事象又は状況の発生により、組合事業における存続期間内での資産等の換金化等が完了できないおそれのある状況を踏まえて検討するものであり、単に当初から予定されていた存続期間内で終了することのみをもって判断しないこととした。</u></p> <p>12. 特に、組合の存続期間が一年未満となった場合において、<u>未公開株式の処分時期、処分方法、合理的に予想され得る処分損失見込の見積方法等の処分方針が不明確な場合には、資産等の換金化等が完了できない状況に該当すると考えられる。このため、存続期限の到来の直前期においては、処分方針が明確にされていることが必要である。</u></p> <p>13. <u>当存続期限の到来の直前期については、処分方針が明確となっている限り継続企業の前提の開示は必要ないが、特に資産の評価が組合事業清算時の価額（清算価値に準じた価額）と大きく相違することが合理的に予想される場合、早期換金化による流動性リスクをも加味して減損処理等を慎重に行い、その影響を適切に財務諸表に反映する。</u></p>

新	旧
<p><u>対応が必要である。</u></p> <p>《(3) 有期限性に関する注記》 <u>16. 有責組合の出資者は、組合契約において有責組合の存続期限が明示されているため、有責組合の存続が有期限であることを出資時から了解しているが、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降のすべての財務諸表等において、会計方針の冒頭に有責組合の存続期限及び延長可能期間について注記するものとする。</u></p> <p>《(4) 継続企業の前提に関する注記》 <u>17. 組合事業の遂行そのものに支障が生じていない有責組合の有期限性の下では、通常は、次の場合に「継続企業の前提に関する注記」が必要となる。</u> <u>(1) 有責組合の存続期間が一年未満となっており、処分方針の実行に重要な不確実性が存在する場合（第12項）</u> <u>(2) 有責組合の存続期間が一年未満となっているが、無限責任組合員が存続期限の延長を計画しており、延長後の予定存続期間が一年以上となる場合であって、当該計画の実行に重要な不確実性が存在する場合（第13項）</u> <u>この場合には、第16項の有期限性に関する注記の次に「継続企業の前提に関する注記」として、以下の事項を記載する。</u> <u>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨</u> <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨</u> <u>なお、本報告における記載事項以外の理由により、継続企業の前提に関する注記が必要となる場合には、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」に従う。</u></p> <p><u>18. 監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」「3. 継続企業の前提の評価と開示」において、「企業活動の継続が損なわれるような重要な事象又は状況が突然生起することは稀であると考えられるため、継続企業の前提に関する開示の検討に際しては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況につながる虞のある重要な事項を幅広く検討することが必要であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるまでには至らない場合であっても、有価証券報告書等における財務諸表以外の箇所において適切に開示する必要がある。」と記載されている。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、有責組合会計規則に準拠した財務諸表等においては業務報告書に、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は半期報告書においては、財務諸表又は中間財務諸表以外の箇所に適切に開示することが考えられる。</u></p> <p>《(5) 後発事象に関する注記》 <u>19. 貸借対照表日後において、有責組合の有期限性の下での継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、又は改善した場合等の対応（特に第17項(2)）については、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」及び監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」に準じて開示を検討する。</u> <u>20. 金融商品取引法に基づく財務諸表又は中間財務諸表において、当該事項は財務諸表の重要な会計方針に記載されることとなるが、有責組合会計規則では業務報告書の記載事項とされているため、「3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実」にその内容を記載する。</u></p> <p>《2. 有責組合法に基づく財務諸表等》 《(1) 有責組合法に基づく財務諸表等の作成》 <u>21. 有責組合法第8条第1項に基づき、有責組合の無限責任組合員は財務諸表等を作成する必要がある。当該財務諸表等に記載すべき事項は有責組合会計規則に定められている。</u></p>	<p>《(2) 有期限性に関する注記》 <u>14. 有責組合の出資者は、組合契約において組合の存続期限が明示されているため、組合の存続が有期限であることを出資時から了解しているが、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降のすべての財務諸表等において、会計方針の冒頭に有責組合の存続期限及び延長可能期間について注記するものとする。</u></p> <p>《2. 有責組合法に基づく財務諸表等》 《(1) 有責組合法に基づく財務諸表等の作成》 <u>15. 有責組合法第8条第1項に基づき、有責組合の無限責任組合員は財務諸表等を作成する必要がある。当該財務諸表等に記載すべき事項は有責組合会計規則に定められている。</u></p>

新	旧
<p>《(2) 有責組合会計規則に準拠した場合の会計処理と表示方法》 22. 有責組合会計規則第7条において、投資は時価を付さなければならないとし、その評価方法は組合契約に定めるところによるとされている。なお、平成10年6月通商産業省「投資事業組合の運営方法に関する研究会報告書」の資料「有限責任組合における有価証券の評価基準モデル」（以下「評価基準モデル」という。）において、「その評価額は、「市場性」ないしは「客観的事象」に基づく価額とすべきである。但し、市場性のない有価証券について、評価減を検討する場合には、組合員が評価時点で受取れると合理的に期待できる金額（回収可能価額）を見積もる必要があり、その価額と客観的な事象に基づく金額とを比較していずれか低い価額を付さなければならない。」とされている。 <u>評価基準モデルは、市場性のない有価証券の評価に当たって、回収可能価額を斟酌していることに留意する（第53項参照）。</u></p> <p>23. 有責組合の組合員等に正確かつ分かりやすい情報を提供するために、有責組合会計規則第7条第2項及び第3項によれば、有責組合の主たる業務の対象である投資は組合契約に定める評価方法に従った時価で評価することを原則としている。 その結果、有責組合の運営成績は組合契約に定める時価による投資損益で判断することとなるため、貸借対照表及び損益計算書上、投資損益の表示を実現損益と投資を時価で評価するために発生する未実現損益とに区分している。 我が国の会計慣行においては、実現損益と未実現損益とを財務諸表等で区分して表示することは行われていないため、その概念を次のように定義した。 (1) 実現損益とは、売却等の経済事象の発生により、その投資に係る損益が確定したものをいう。 (2) 未実現損益とは、一時点において、投資を組合契約に準拠した基準で時価評価した場合の評価損益をいう。ただし、投資の減損処理については、時価又は実質価額の著しい下落に伴う取得価額の強制的な切下げ処理であることから、有責組合の会計処理においても価値の減価が発生したものと考え実現損失として取り扱うこととした。</p> <p>《(3) 金融商品会計基準に準拠した財務諸表の取扱い》 24. 有責組合会計規則における時価と金融商品会計基準における時価との間に相違があるために、実務上の混乱が生じている。このため、各組合員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取り込む際の便に資するため、無限責任組合員が有責組合会計規則とは別に金融商品会計基準に準拠した財務諸表を任意に作成することがある。 このように有責組合法に基づく財務諸表等に加えて、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成する場合には、本報告の「3. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表」の会計処理及び監査手続のそれぞれの該当箇所を参照することが望ましい。</p> <p>《(4) 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型》 25. 有責組合会計規則に準拠した標準的な財務諸表等のひな型を付録1に例示する。</p> <p>《(5) 貸借対照表》 26. 貸借対照表上、投資は組合契約で定められた時価で評価され、出資金合計には未実現損益が含まれるため、出資金の部において期末未実現利益（又は期末未実現損失）を括弧で内書きすることとした。 27. 有責組合の債権者保護のため、有責組合法第10条第1項では「組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。」と定めている。これを受けて有責組合会計規則第17条第1項及び第2項では、財産分配の対象となる純資産額からは、未実現利益を除くものと定め、その金額を注記しなければならないものとしている（以下「分配不能未実現利益」という。）。この分配不能未実現利益は、投資の貸借対照表価額が取得価額を上回る金額の合計額であり、第19項の期末未実現利益（又は期末未実現損失）とは未実現損失が含まれない点で、その内容が異なるので留意する必要がある。</p>	<p>《(2) 有責組合会計規則に準拠した場合の会計処理と表示方法》</p> <p>16. 有責組合の組合員等に正確かつ分かり易い情報を提供するために、有責組合会計規則第7条第2項及び第3項によれば、有責組合の主たる業務の対象である投資は組合契約に定める評価方法に従った時価で評価することを原則としている。その結果、有責組合の運営成績は組合契約に定める時価による投資損益で判断することとなるため、貸借対照表及び損益計算書上、投資損益の表示を実現損益と投資を時価で評価するために発生する未実現損益とに区分している。</p> <p>我が国の会計慣行においては、実現損益と未実現損益とを財務諸表等で区分して表示することは行われていないため、その概念を次のように定義した。 (1) 実現損益とは、売却等の経済事象の発生により、その投資に係る損益が確定したものをいう。 (2) 未実現損益とは、一時点において、投資を組合契約に準拠した基準で時価評価した場合の評価損益をいう。ただし、投資の減損処理については、時価又は実質価額の著しい下落に伴う取得価額の強制的な切下げ処理であることから、有責組合の会計処理においても価値の減価が発生したものと考え実現損失として取り扱うこととした。</p> <p>《(3) 金融商品会計基準に準拠した財務諸表の取扱い》 17. 有責組合会計規則における時価と金融商品会計基準における時価との間に相違があるために、実務上の混乱が生じている。このため、各組合員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取り込む際の便に資するため、無限責任組合員が有責組合会計規則とは別に金融商品会計基準に準拠した財務諸表を任意に作成することがある。 このように有責組合法に基づく財務諸表等に加えて、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成する場合には、本報告の「3. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表」の会計処理及び監査手続のそれぞれの該当箇所を参照することが望ましい。</p> <p>《(4) 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型》 18. 有責組合会計規則に準拠した標準的な財務諸表等のひな型を付録1に例示する。</p> <p>《(5) 貸借対照表》 19. 貸借対照表上、投資は組合契約で定められた時価で評価され、出資金合計には未実現損益が含まれるため、出資金の部において期末未実現利益（又は期末未実現損失）を括弧で内書きすることとした。 20. 有責組合の債権者保護のため、有責組合法第10条第1項では「組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。」と定めている。これを受けて有責組合会計規則第17条第1項及び第2項では、財産分配の対象となる純資産額からは、未実現利益を除くものと定め、その金額を注記しなければならないものとしている（以下「分配不能未実現利益」という。）。この分配不能未実現利益は、投資の貸借対照表価額が取得価額を上回る金額の合計額であり、第19項の期末未実現利益（又は期末未実現損失）とは未実現損失が含まれない点で、その内容が異なるので留意する必要がある。</p>

新	旧
<p>《(6) 損益計算書》</p> <p>28. 損益計算書は、実現損益の次に未実現損益を未実現損益調整額として表示することとした。なお、実現損益として確定した運営成績を明確にするために、投資損益は取得原価を基礎として計算するものとした。</p> <p>29. 未実現損益調整額は、期首未実現損益と期末未実現損益を記載しその差額として表示する方法とした。これは、損益計算書上の期末未実現損益と貸借対照表上の期末未実現損益が一致し、当期の未実現損益が、期首と期末の未実現損益の洗替差額から求められることを明らかにしたものである。</p> <p>30. 投資売却損益は、付録1(2)損益計算書のひな型では投資収益と投資売上原価を両建表示する方法で示したが、これらを純額で表示する方法も考えられる。</p> <p>31. 無限責任組合員に支払われる成功報酬は、キャピタル・ゲイン(実現売却益)を基礎に算定されることが一般的に広く行われていることから、投資原価の一項目に「支払報酬」として記載することとした。また、有責組合の管理報酬は、その他費用の一項目に「組合管理費」として記載することとした。</p> <p>《(7) 注記事項》</p> <p>32. 有責組合会計規則に定める注記事項に加えて、組合員が有責組合の財務諸表等を利用するに際し、必要と思われる注記事項を例示すると、次のものがある。</p> <p>(1) 有責組合の存続期限及び延長可能期間(監査報告書日までに存続期限の延長を決定している場合にはその旨及び延長後の存続期限)(第16項参照)</p> <p>(2) 有責組合の存続期間が一年未満となった場合において、無限責任組合員が存続期限の延長を計画している場合には、延長を計画している旨及び延長後の予定存続期限(3)の注記において記載されている場合を除く。)</p> <p>(3) 継続企業の前提に関する注記(第17項参照)</p> <p>(4) 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する重要な会計方針(有責組合会計規則第3条)</p> <p>(5) 分割払込に係る受入出資金の契約総額(有責組合会計規則第12条第2項)</p> <p>(6) 分配不能未実現利益の額(有責組合会計規則第17条第2項)</p> <p>(7) 投資株式等による分配を行う場合の会計処理の方法(有責組合会計規則第17条第3項)</p> <p>(8) 消費税等、源泉所得税等の会計処理の方法</p> <p>(9) 金融商品会計基準に準拠して有価証券を評価した場合の当期損益の額(第24項及び第36項参照)</p> <p>33. 特に第32項(4)の重要な会計方針の記載に当たっては、有責組合の主たる財産である投資の評価が、組合契約に定める評価方法に従い無限責任組合員の判断によって決定されるため、その旨及び評価方法の概要等を簡潔に記載する必要がある。</p> <p>なお、このような投資の評価方法は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なるものであることについて、財務諸表の利用者の注意を喚起する必要があると考えられるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なる評価方法であることを注記において明示することとする。未実現損益の処理方法(第24項及び第29項参照)についても同様である。</p> <p>34. 有責組合会計規則第3条第2項では、重要な会計方針を変更した場合、その旨及び変更による増減額を記載することとされているが、その場合においても併せて変更の理由を記載することが必要である。</p> <p>35. 有責組合会計規則第7条第2項ただし書きでは、評価益を計上しない処理も認めているが、このただし書きによる場合には評価方法の概要にその旨を記載する必要がある。</p> <p>36. 第32項(9)の注記内容は、当該有責組合で、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成し、あるいは金融商品取引法に基づく財務諸表を作成している場合で、適正意見の監査報告書が付されている状況において記載する。</p> <p>37. 有責組合会計規則第4条では、注記事項について、貸借対照表又は損益計算書に記載することとしているが、具体的な記載方法としては、貸借対照表又は損益計算書のそれぞれの末尾に記載する方法のほか、適当な箇所に一括して記載する方法も認められる。</p> <p>《(8) 業務報告書》</p>	<p>《(6) 損益計算書》</p> <p>21. 損益計算書は、実現損益の次に未実現損益を未実現損益調整額として表示することとした。なお、実現損益として確定した運営成績を明確にするために、投資損益は取得原価を基礎として計算するものとした。</p> <p>22. 未実現損益調整額は、期首未実現損益と期末未実現損益を記載しその差額として表示する方法とした。これは、損益計算書上の期末未実現損益と貸借対照表上の期末未実現損益が一致し、当期の未実現損益が、期首と期末の未実現損益の洗替差額から求められることを明らかにしたものである。</p> <p>23. 投資売却損益は、付録1(2)損益計算書のひな型では投資収益と投資売上原価を両建表示する方法で示したが、これらを純額で表示する方法も考えられる。</p> <p>24. 無限責任組合員に支払われる成功報酬は、キャピタル・ゲイン(実現売却益)を基礎に算定されることが一般的に広く行われていることから、投資原価の一項目に「支払報酬」として記載することとした。また、有責組合の管理報酬は、その他費用の一項目に「組合管理費」として記載することとした。</p> <p>《(7) 注記事項》</p> <p>25. 有責組合会計規則に定める注記事項に加えて、組合員が有責組合の財務諸表等を利用するに際し、必要と思われる注記事項を例示すると、次のものがある。</p> <p>(1) 有責組合の存続期限及び延長可能期間(存続期限の変更を決定している場合にはその旨及び変更後の存続期限)</p> <p>(2) 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する重要な会計方針(有責組合会計規則第3条)</p> <p>(3) 分割払込に係る受入出資金の契約総額(有責組合会計規則第12条第2項)</p> <p>(4) 分配不能未実現利益の額(有責組合会計規則第17条第2項)</p> <p>(5) 投資株式等による分配を行う場合の会計処理の方法(有責組合会計規則第17条第3項)</p> <p>(6) 消費税等、源泉所得税等の会計処理の方法</p> <p>(7) 金融商品会計基準に準拠して有価証券を評価した場合の当期損益の額(第17項及び第29項参照)</p> <p>26. 特に第25項(2)の重要な会計方針の記載に当たっては、有責組合の主たる財産である投資の評価が、組合契約に定める評価方法に従い無限責任組合員の判断によって決定されるため、その旨及び評価方法の概要等を簡潔に記載する必要がある。</p> <p>なお、このような投資の評価方法は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なるものであることについて、財務諸表の利用者の注意を喚起する必要があると考えられるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なる評価方法であることを注記において明示することとする。未実現損益の処理方法(第17項及び第22項参照)についても同様である。</p> <p>27. 有責組合会計規則第3条第2項では、重要な会計方針を変更した場合、その旨及び変更による増減額を記載することとされているが、その場合においても併せて変更の理由を記載することが必要である。</p> <p>28. 有責組合会計規則第7条第2項ただし書きでは、評価益を計上しない処理も認めているが、このただし書きによる場合には評価方法の概要にその旨を記載する必要がある。</p> <p>29. 第25項(7)の注記内容は、当該有責組合で、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成し、あるいは金融商品取引法に基づく財務諸表を作成している場合で、適正意見の監査報告書が付されている状況において記載する。</p> <p>30. 有責組合会計規則第4条では、注記事項について、貸借対照表又は損益計算書に記載することとしているが、具体的な記載方法としては、貸借対照表又は損益計算書のそれぞれの末尾に記載する方法のほか、適当な箇所に一括して記載する方法も認められる。</p> <p>《(8) 業務報告書》</p>

新	旧
<p>38. 業務報告書には、過去3年間以上の有責組合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目の推移及び当期までの運営成績の累計額、すなわち、投資損益と当期損益のそれぞれの累計額を記載することとした。 これは、有責組合法第3条第2項第7号により、有責組合は必ず存続期間を定めることとされているため、運営成績の累計額を開示することが有責組合の状況を判断する上で重要な情報と考えられるためである。</p>	<p>31. 業務報告書には、過去3年間以上の有責組合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目の推移、<u>1口当たりの当期損益及び持分の状況並びに</u>当期までの運営成績の累計額、すなわち、投資損益と当期損益のそれぞれの累計額を記載することとした。 これは、有責組合法第3条第2項第7号により、有責組合は必ず存続期間を定めることとされているため、運営成績の累計額を開示することが有責組合の状況を判断する上で重要な情報と考えられるためである。</p>
<p>39. 前項における開示の判断の基礎として、有責組合の存続期限及び延長可能期間を記載しなければならない。<u>なお、貸借対照表日後監査報告書日までに存続期限の延長が決定された場合は「3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実」にその内容を記載する。</u></p>	<p>なお、有責組合の存続期限及び延長可能期間（<u>存続期限の変更を決定している場合にはその旨及び変更後の存続期限</u>）を記載しなければならない。</p>
<p>《(9) 附属明細書》</p>	<p>《(9) 附属明細書》</p>
<p>40. 有責組合会計規則第19条第1項第2号で規定される投資先会社等の状況及び主要な財務数値は、投資先会社等の状況について、投資先ごとの直近の財務データや事業の状況等を記載するものである。付録1(4)2で示しているひな型では必要と思われる項目を、ほぼ網羅的に例示しているため、ひな型を参考に適切な投資先会社等の情報を開示することが望ましい。したがって、ひな型にとらわれず独自の形式によることもできる。 なお、当該箇所については、会計帳簿の記録に基づく記載部分ではないため、監査の対象外であることに留意する。</p>	<p>32. 有責組合会計規則第19条第1項第2号で規定される投資先会社等の状況及び主要な財務数値は、投資先会社等の状況について、投資先ごとの直近の財務データや事業の状況等を記載するものである。付録1(4)2で示しているひな型では必要と思われる項目を、ほぼ網羅的に例示しているため、ひな型を参考に適切な投資先会社等の情報を開示することが望ましい。したがって、ひな型にとらわれず独自の形式によることもできる。 なお、当該箇所については、会計帳簿の記録に基づく記載部分ではないため、監査の対象外であることに留意する。</p>
<p>41. 「その他の勘定明細」では、有責組合の運営状況を適切に判断するため、また、組合員が有責組合の経営成績等を自己の財務諸表に取り込む会計処理を行うため等に必要と認められるものについて、無限責任組合員の判断に基づき、適宜その勘定明細を作成することとする。</p>	<p>33. 「その他の勘定明細」では、有責組合の運営状況を適切に判断するため、また、組合員が有責組合の経営成績等を自己の財務諸表に取り込む会計処理を行うため等に必要と認められるものについて、無限責任組合員の判断に基づき、適宜その勘定明細を作成することとする。</p>
<p>《3. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表》</p>	<p>《3. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表》</p>
<p>《(1) 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表の作成》</p>	<p>《(1) 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表の作成》</p>
<p>42. 有責組合への出資金が金融商品取引法第2条第2項に規定するみなし有価証券であるため、一定の条件に該当する場合は、有責組合は金融商品取引法第193条に基づき財務諸表等規則に準拠した財務諸表又は中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表を作成し、監査法人等による監査又は中間監査を受けなければならない。 金融商品取引法に基づく財務諸表としては貸借対照表及び損益計算書を、中間財務諸表は中間貸借対照表及び中間損益計算書を作成することになる（「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第六号の五様式、第九号の五様式、第十二号の五様式）。</p>	<p>34. 有責組合への出資金が金融商品取引法第2条第2項に規定するみなし有価証券であるため、一定の条件に該当する場合は、有責組合は金融商品取引法第193条に基づき財務諸表等規則に準拠した財務諸表又は中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表を作成し、監査法人等による監査又は中間監査を受けなければならない。 金融商品取引法に基づく財務諸表としては貸借対照表及び損益計算書を、中間財務諸表は中間貸借対照表及び中間損益計算書を作成することになる（「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第六号の五様式、第九号の五様式、第十二号の五様式）。</p>
<p>43. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されるため、投資の評価に当たっては金融商品会計基準が適用されることに留意する。 また、金融商品会計基準とともに、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）、監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」等に基づいた上で、有責組合及び無限責任組合員の特有の事情に配慮する必要がある。 なお、財務諸表等規則又は中間財務諸表等規則に準拠して作成することになるため、付録1の有責組合会計規則に準拠した財務諸表とは表示区分、科目配列などが異なることに留意する。</p>	<p>35. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されるため、投資の評価に当たっては金融商品会計基準が適用されることに留意する。 また、金融商品会計基準とともに、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）、監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」等に基づいた上で、有責組合及び無限責任組合員の特有の事情に配慮する必要がある。 なお、財務諸表等規則又は中間財務諸表等規則に準拠して作成することになるため、付録1の有責組合会計規則に準拠した財務諸表とは表示区分、科目配列などが異なることに留意する。</p>
<p>《(2) 未公開株式の減損処理》</p>	<p>《(2) 未公開株式の減損処理》</p>
<p>44. 有責組合は、主に未公開株式に投資し、投資先の育成という社会的要望に応えつつ、限られた組合契約期間内に、株式公開等によるキャピタル・ゲインを組合員へ分配することが期待されている。 投資先を決定する無限責任組合員は、未公開株式について、深い知識と経験を有し、将来の予想公開価格等を考慮して適時に投資先を決定しており、合理的な投資先決定を行った後も、継続的に将来の予想公開価格等の見直しを行っていると考えられる。また、投資時に想定した当該株式に対する組合契約期間内における公開可能性等の期待が、環境等の変化により失われ、当初予測したキャピタル・ゲインが達成できないような場合には、早期処分により、投資の毀損をできるだけ回避することが検討されて</p>	<p>36. 有責組合は、主に未公開株式に投資し、投資先の育成という社会的要望に応えつつ、限られた組合契約期間内に、株式公開等によるキャピタル・ゲインを組合員へ分配することが期待されている。 投資先を決定する無限責任組合員は、未公開株式について、深い知識と経験を有し、将来の予想公開価格等を考慮して適時に投資先を決定しており、合理的な投資先決定を行った後も、継続的に将来の予想公開価格等の見直しを行っていると考えられる。また、投資時に想定した当該株式に対する組合契約期間内における公開可能性等の期待が、環境等の変化により失われ、当初予測したキャピタル・ゲインが達成できないような場合には、早期処分により、投資の毀損をできるだけ回避することが検討されて</p>

新	旧
<p>いるという事実もある。</p> <p>45．未公開株式の実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行わなければならない。</p> <p>なお、未公開株式への投資は会社の将来の超過収益力等を考慮してなされることが多いと考えられ、中には債務超過会社へ投資することもある。このため、未公開株式の減損処理に際し、実質価額が著しく低下しているかどうかの判定に当たっては1株当たり純資産額の低下だけではなく、超過収益力等が失われていないかどうかを事業計画の進捗状況、有責組合の有期限性、換金価値の見込額等に照らして検討しなければならない。</p> <p>《(3) 投資損失引当金》</p> <p>46．未公開株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときは健全性の観点から投資損失引当金を計上することができる。ただし、この場合には、実質価額の回復可能性が客観的に確実であるにもかかわらず引当金を計上する等、過度に保守的な会計処理とならないよう留意する必要がある。</p> <p>47．未公開株式の実質価額が著しく低下したものの、回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかったが、回復可能性の判断はあくまでも将来の予測に基づいて行われるものであり、その回復可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがある。このような場合も当該リスクに備えて投資損失引当金の計上を十分検討しなければならない。</p> <p>48．第46項及び第47項に基づき投資損失引当金を計上するに当たっては、1株当たりの純資産額が低下している場合のみならず、予想公開価格等が低下している場合や、組合契約期間内における公開可能性等を完全には否定しないものの早期処分も検討しているような状況において処分損失が見込まれる場合等、有責組合における未公開株式の特性に十分留意しなければならない。</p> <p>49．投資損失引当金を計上した後に、次の状況となった場合には当該引当金を取り崩さなければならない。</p> <p>(1) 投資を減損処理した場合は当該引当金を取り崩す。</p> <p>(2) 投資先の財政状態が改善し株式の実質価額が回復した場合は回復部分に見合う当該引当金を取り崩す。</p> <p>《(4) 重要な会計方針》</p> <p>50．重要な会計方針には、有責組合の存続期限及び延長可能期間、継続企業の前提に関する注記等を第32項(1)から(3)に従って記載しなければならない。なお、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降のすべての財務諸表において、会計方針の冒頭に有期限性に関する注記を記載するものとする。また、貸借対照表日後監査報告書日までに存続期限の延長が決定された場合には、その内容を「重要な後発事象」として注記する。</p> <p>51．投資損失引当金の計上及び減損処理については、無限責任組合員の意思や判断に依存する事項であり、財務諸表に重要な影響を及ぼすものである。このため、重要な会計方針には、有責組合の採用した投資損失引当金計上基準及び減損処理基準についての概要を簡潔明瞭に記載する必要があることに留意する。</p> <p>《(5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合における財務諸表等以外の箇所への開示》</p> <p>52．継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合（財務諸表又は中間財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている場合を含む。）には、その旨及びその内容、当該事象等についての分析・検討内容及び当該事象等を解消し、又は改善するための対応策を、有価証券報告書の財務諸表又は半期報告書の中間財務諸表以外の箇所に適切に開示することが考えられる。</p> <p>《 監査手続及び留意事項》</p>	<p>いるという事実もある。</p> <p>37．未公開株式の実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行わなければならない。</p> <p>なお、未公開株式への投資は会社の将来の超過収益力等を考慮してなされることが多いと考えられ、中には債務超過会社へ投資することもある。このため、未公開株式の減損処理に際し、実質価額が著しく低下しているかどうかの判定に当たっては1株当たり純資産額の低下だけではなく、超過収益力等が失われていないかどうかを事業計画の進捗状況、有責組合の有期限性、換金価値の見込額等に照らして検討しなければならない。</p> <p>《(3) 投資損失引当金》</p> <p>38．未公開株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときは健全性の観点から投資損失引当金を計上することができる。ただし、この場合には、実質価額の回復可能性が客観的に確実であるにもかかわらず引当金を計上する等、過度に保守的な会計処理とならないよう留意する必要がある。</p> <p>39．未公開株式の実質価額が著しく低下したものの、回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかったが、回復可能性の判断はあくまでも将来の予測に基づいて行われるものであり、その回復可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがある。このような場合も当該リスクに備えて投資損失引当金の計上を十分検討しなければならない。</p> <p>40．第38項及び第39項に基づき投資損失引当金を計上するに当たっては、1株当たりの純資産額が低下している場合のみならず、予想公開価格等が低下している場合や、組合契約期間内における公開可能性等を完全には否定しないものの早期処分も検討しているような状況において処分損失が見込まれる場合等、有責組合における未公開株式の特性に十分留意しなければならない。</p> <p>41．投資損失引当金を計上した後に、次の状況となった場合には当該引当金を取り崩さなければならない。</p> <p>(1) 投資を減損処理した場合は当該引当金を取り崩す。</p> <p>(2) 投資先の財政状態が改善し株式の実質価額が回復した場合は回復部分に見合う当該引当金を取り崩す。</p> <p>《(4) 重要な会計方針》</p> <p>42．重要な会計方針には、有責組合の存続期限及び延長可能期間（存続期限の変更を決定している場合にはその旨及び変更後の存続期限）を記載しなければならない。なお、有責組合の存続期限及び延長可能期間については、有責組合の有期限性をより明確にするため、設立以降のすべての財務諸表において、会計方針の冒頭に有責組合の存続期限及び延長可能期間について注記するものとする。</p> <p>43．投資損失引当金の計上及び減損処理については、無限責任組合員の意思や判断に依存する事項であり、財務諸表に重要な影響を及ぼすものである。このため、重要な会計方針には、有責組合の採用した投資損失引当金計上基準及び減損処理基準についての概要を簡潔明瞭に記載する必要があることに留意する。</p> <p>《 監査手続及び留意事項》</p>

新	旧
<p>《1. 有責組合法監査における投資の評価基準と保証業務》</p> <p>53. 評価基準モデルは、市場性のない有価証券の評価に当たって、回収可能価額を斟酌している（第22項参照）。評価基準モデルは、各組合の会計実務を拘束するものではないとされているが、少なくとも投資回収の局面で重要な損失の発生が見込まれる場合に、この損失を財務諸表に反映することができないような評価基準が設定されているときは、保証業務に関する規準の客観性の観点から問題が生じる可能性があることに留意が必要である。</p> <p>《2. 有責組合の事業特性及び重要な虚偽表示のリスク》</p> <p>《(1) 有責組合における企業及び企業環境の理解と重要な虚偽表示のリスク評価》</p> <p>54. 有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様に「監査人は内部統制を含む、企業及び企業環境についての適切な理解を基礎として、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクを評価する」（監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」参照）必要がある。</p> <p>なお、有責組合に関する内部統制を含む、企業及び企業環境を適切に理解するに当たっては、第55項から第67項に記載する有責組合の事業特性、事業上のリスク及び事業上のリスクに対応する有責組合特有の内部統制等を十分斟酌する必要がある。</p> <p>《(2) 有責組合の運営主体》</p> <p>55. 有責組合の業務運営には、組合員の募集・勧誘、組合財産の管理・運用、記録の保持・報告及び組合財産の分配等がある。通常、これらの業務は、無限責任組合員により執行される（有責組合法第7条第1項）。したがって、これらの業務全般の運営管理責任は、無限責任組合員の経営者が負っている。</p> <p>《(3) 投資事業自体のリスク》</p> <p>56. 有責組合は、主として未公開のベンチャー会社の株式、債券等に投資し、投資先の育成によるその後の株式公開等によって、キャピタル・ゲインを得て組合員に分配することを目的としている。この事業は投資の結果が表れるまで相当の年数がかかる上、投資先会社の事業基盤の脆弱性、事業計画の達成の不確実性等多様なリスクを包含しており、事業目的の達成が可能か否かにつき、投資時点では極めて不明確である。</p> <p>57. 有責組合において、個々の投資の成果が見込めるまでに一定期間を要するのが通常であるが、この期間も投資先により一律ではない。このような不確実性に対応するため、組合契約において有責組合の存続期間の延長に関する規定が置かれることが一般的である。存続期間は当該規定に従った手続により延長されることとなるが、延長期間内において投資回収を確実に終結させるために、無限責任組合員は当該期間内における投資の処分方針を明確にしておく必要がある。</p> <p>《(4) 市場環境の変化》</p> <p>58. 有責組合が保有する市場価格のある株式は、株式市場全般の変動によって影響を受けるものであり、さらに、最近の有責組合を取り巻く経済状況や市場環境等は、最近の新興市場の活性化施策等により従来に比して短期間に変わり得る状況にある。</p> <p>《(5) 投資先情報入手の間接性》</p> <p>59. 投資先の事業自体は、当然に投資先の経営者の意思決定に基づいて行われているため、無限責任組合員は投資先の情報及び成果を直接的に入手できるわけではなく、あくまで間接的に入手しているに過ぎない。また、未公開会社が対象となるため全般的に情報の収集が容易に行い得ない。</p> <p>したがって、無限責任組合員は、入手可能な投資先情報の網羅的な収集、分析及び報告を可能とする内部統制を構築している。</p> <p>60. 有責組合の投資が他の組合持分等である場合にも、投資勘定の最終的な投資先及び投資内容を把握していることが必要となる。</p>	<p>《1. 有責組合の事業特性及び重要な虚偽表示のリスク》</p> <p>《(1) 有責組合における企業及び企業環境の理解と重要な虚偽表示のリスク評価》</p> <p>44. 有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様に「監査人は内部統制を含む、企業及び企業環境についての適切な理解を基礎として、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクと、財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクを評価する」（監査基準委員会報告書第29号「企業及び企業環境の理解並びに重要な虚偽表示のリスクの評価」参照）必要がある。</p> <p>なお、有責組合に関する内部統制を含む、企業及び企業環境を適切に理解するに当たっては、第45項から第57項に記載する有責組合の事業特性、事業上のリスク及び事業上のリスクに対応する有責組合特有の内部統制等を十分斟酌する必要がある。</p> <p>《(2) 有責組合の運営主体》</p> <p>45. 有責組合の業務運営には、組合員の募集・勧誘、組合財産の管理・運用、記録の保持・報告及び組合財産の分配等がある。通常、これらの業務は、無限責任組合員により執行される（有責組合法第7条第1項）。したがって、これらの業務全般の運営管理責任は、無限責任組合員の経営者が負っている。</p> <p>《(3) 投資事業自体のリスク》</p> <p>46. 有責組合は、主として未公開のベンチャー会社の株式、債券等に投資し、投資先の育成によるその後の株式公開等によって、キャピタル・ゲインを得て組合員に分配することを目的としている。この事業は投資の結果が表れるまで相当の年数がかかる上、投資先会社の事業基盤の脆弱性、事業計画の達成の不確実性等多様なリスクを包含しており、事業目的の達成が可能か否かにつき、投資時点では極めて不明確である。</p> <p>47. 有責組合において、個々の投資の成果が見込めるまでに一定期間を要するのが通常であるが、この期間も投資先により一律ではない。このような不確実性に対応するため、組合契約において有責組合の存続期間の延長に関する規定が置かれることが一般的である。存続期間は当該規定に従った手続により延長されることとなるが、延長期間内において投資回収を確実に終結させるために、無限責任組合員は当該期間内における投資の処分方針を明確にしておく必要がある。</p> <p>《(4) 市場環境の変化》</p> <p>48. 有責組合が保有する市場価格のある株式は、株式市場全般の変動によって影響を受けるものであり、さらに、最近の有責組合を取り巻く経済状況や市場環境等は、最近の新興市場の活性化施策等により従来に比して短期間に変わり得る状況にある。</p> <p>《(5) 投資先情報入手の間接性》</p> <p>49. 投資先の事業自体は、当然に投資先の経営者の意思決定に基づいて行われているため、無限責任組合員は投資先の情報及び成果を直接的に入手できるわけではなく、あくまで間接的に入手しているに過ぎない。また、未公開会社が対象となるため全般的に情報の収集が容易に行い得ない。</p> <p>したがって、無限責任組合員は、入手可能な投資先情報の網羅的な収集、分析及び報告を可能とする内部統制を構築している。</p> <p>50. 有責組合の投資が他の組合持分等である場合にも、投資勘定の最終的な投資先及び投資内容を把握していることが必要となる。</p>

新	旧
<p>《(6) 無限責任組員と有責組合との利益相反》</p> <p>61. 無限責任組員は、自ら管理する有責組合の投資先に対して、自己の勘定で直接投資する場合や、経営等の指導を行うことにより投資先より直接対価を収受する場合等がある。したがって、無限責任組員自身と有責組合との間の利益相反取引等が発生しないよう、無限責任組員は、自己の勘定と有責組合との分別管理を含む内部統制を構築している。</p> <p>《(7) 複数有責組合の運営》</p> <p>62. 無限責任組員は、一つの有責組合だけを募集、運用、管理しているとは限らず、投資家のニーズに合わせて、多種多様な有責組合等を同時並行して設立、運用、管理している。したがって、監査対象の有責組合のみならず、複数の有責組合等の適切な運営が確保できる内部統制を構築している。</p> <p>63. 同一の無限責任組員の下で、複数の有責組合等が運営されている場合に、当該有責組合等間で取引が発生することがあるが、有責組合等は、それぞれの目的の下に設立、運営され、また出資者の構成も相違しているため、ファンドに対する投資からの通常の分配金取引などの場合を除き、有責組合等間で投資証券の売買などの取引が発生することは基本的に想定されないと考えられる。</p> <p>このような取引が有責組合等間で発生している場合には、当該取引の妥当性に重大な関心を払う必要がある。第84項で例示する監査手続及びそれ以外で必要と認められた手続を実施し、取引の妥当性等について慎重に検討する必要がある。</p> <p>《(8) 有限責任組員からのパフォーマンス期待》</p> <p>64. 有限責任組員は、多額の出資を有責組合に対して行い、その後のファンド・パフォーマンスの早期向上を期待する。この期待に応えるべく、事業の運営主体である無限責任組員は、投資の取得・売却・評価、分配金の分配等を行っている。しかし、投資事業自体のリスク（第56項参照）から、投資パフォーマンスの目標達成には様々なリスクが内在しており、有限責任組員からの期待に十分応えることは容易でない場合が多い。</p> <p>《(9) 膨大な投資先の管理・評価》</p> <p>65. 無限責任組員は、投資の毀損を最小限に抑えるため、膨大な件数の投資先に分散投資を行い、自らの会計責任を果たすため、それら投資先の評価についても、適時・適切に行えるよう内部統制を構築するのが一般的である。なお、投資先の評価に当たっては、その準備作業として一定の基準に基づき投資先のグルーピング（以下「査定手続」という。）を行い、グルーピングごとに評価基準への当てはめ（以下「評価手続」という。）を行った上で評価を行っている。特に、投資の査定手続はその後の評価手続に重要な影響を及ぼすものであり、有責組合にとって中心的課題となっている。</p> <p>《(10) 有責組合に関するリスク対応手続》</p> <p>66. 有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様に「監査人は、監査リスクを合理的な低い水準に抑えるため、職業的専門家としての判断に基づき、監査人が評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに応じた全般的な対応を決定しなければならないとともに、監査人が評価した財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクに応じて、リスク対応手続を立案し実施しなければならない」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）ことに留意する必要がある。</p> <p>なお、リスク対応手続のうち、運用評価手続について、「監査人は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を防止又は発見・是正するために効果的であると判断する内部統制に対してのみ運用評価手続を実施する」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）こととされている。監査人は第55項から第65項までに記載された企業及び企業環境を適切に理解した上で、重要な虚偽表示のリスクを評価し、経営者の主張に関する内部統制を特定するが、投資の査定手続、評価手続（第65項参照）については、投資先件数が膨大になる場合、運用評価手続を実施することで、十分かつ適切な監査証拠を入手できるため、特に重要である。なお、査定手続及び評価手続の運用評価手続を実施するに当たっては、第68項から第83項までの記載内容に留意する。</p>	<p>《(6) 無限責任組員と有責組合との利益相反》</p> <p>51. 無限責任組員は、自ら管理する有責組合の投資先に対して、自己の勘定で直接投資する場合や、経営等の指導を行うことにより投資先より直接対価を収受する場合等がある。したがって、無限責任組員自身と有責組合との間の利益相反取引等が発生しないよう、無限責任組員は、自己の勘定と有責組合との分別管理を含む内部統制を構築している。</p> <p>《(7) 複数有責組合の運営》</p> <p>52. 無限責任組員は、一つの有責組合だけを募集、運用、管理しているとは限らず、投資家のニーズに合わせて、多種多様な有責組合等を同時並行して設立、運用、管理している。したがって、監査対象の有責組合のみならず、複数の有責組合等の適切な運営が確保できる内部統制を構築している。</p> <p>53. 同一の無限責任組員の下で、複数の有責組合等が運営されている場合に、当該有責組合等間で取引が発生することがあるが、有責組合等は、それぞれの目的の下に設立、運営され、また出資者の構成も相違しているため、ファンドに対する投資からの通常の分配金取引などの場合を除き、有責組合等間で投資証券の売買などの取引が発生することは基本的に想定されないと考えられる。</p> <p>このような取引が有責組合等間で発生している場合には、当該取引の妥当性に重大な関心を払う必要がある。第74項で例示する監査手続及びそれ以外で必要と認められた手続を実施し、取引の妥当性等について慎重に検討する必要がある。</p> <p>《(8) 有限責任組員からのパフォーマンス期待》</p> <p>54. 有限責任組員は、多額の出資を有責組合に対して行い、その後のファンド・パフォーマンスの早期向上を期待する。この期待に応えるべく、事業の運営主体である無限責任組員は、投資の取得・売却・評価、分配金の分配等を行っている。しかし、投資事業自体のリスク（第46項参照）から、投資パフォーマンスの目標達成には様々なリスクが内在しており、有限責任組員からの期待に十分応えることは容易でない場合が多い。</p> <p>《(9) 膨大な投資先の管理・評価》</p> <p>55. 無限責任組員は、投資の毀損を最小限に抑えるため、膨大な件数の投資先に分散投資を行い、自らの会計責任を果たすため、それら投資先の評価についても、適時・適切に行えるよう内部統制を構築するのが一般的である。なお、投資先の評価に当たっては、その準備作業として一定の基準に基づき投資先のグルーピング（以下「査定手続」という。）を行い、グルーピングごとに評価基準への当てはめ（以下「評価手続」という。）を行った上で評価を行っている。特に、投資の査定手続はその後の評価手続に重要な影響を及ぼすものであり、有責組合にとって中心的課題となっている。</p> <p>《(10) 有責組合に関するリスク対応手続》</p> <p>56. 有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様に「監査人は、監査リスクを合理的な低い水準に抑えるため、職業的専門家としての判断に基づき、監査人が評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示のリスクに応じた全般的な対応を決定しなければならないとともに、監査人が評価した財務諸表項目レベル、すなわち取引、勘定残高、開示等に関連する経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクに応じて、リスク対応手続を立案し実施しなければならない」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）ことに留意する必要がある。</p> <p>なお、リスク対応手続のうち、運用評価手続について、「監査人は、財務諸表項目レベルの重要な虚偽の表示を防止又は発見・是正するために効果的であると判断する内部統制に対してのみ運用評価手続を実施する」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）こととされている。監査人は第45項から第55項までに記載された企業及び企業環境を適切に理解した上で、重要な虚偽表示のリスクを評価し、経営者の主張に関する内部統制を特定するが、投資の査定手続、評価手続（第55項参照）については、投資先件数が膨大になる場合、運用評価手続を実施することで、十分かつ適切な監査証拠を入手できるため、特に重要である。なお、査定手続及び評価手続の運用評価手続を実施するに当たっては、第58項から第73項までの記載内容に留意する。</p>

新	旧
<p>《(11) 内部統制が存在しない場合等のリスク対応手続》 <u>67</u>．無限責任組合員が個人等であることにより内部統制が組織的に整備できない場合、あるいは、内部統制に整備上又は運用上の不備が認められる場合が考え得る。 この場合には、リスク評価において内部統制が有効に運用されていると想定できないため、運用評価手続を実施せず、例えば、投資先の選定・実行の業務について、投資を実行した投資先の選定を検討するまでの諸資料の通査、投資先への送金、その時期及び当該有価証券の取得等について、相当程度の件数を実証手続により確かめること等によって、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。</p> <p>《<u>3</u>．投資の査定手続》 《(1) 投資の査定手続の位置付け》 <u>68</u>．有責組合法による有責組合会計規則に準拠した財務諸表等及び金融商品会計基準に準拠した財務諸表、並びに金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表及び中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表については、時価概念、表示区分、損益算定方式、監査の種類がそれぞれに異なっているが、会計及び監査の中心的課題である投資の評価の前提たる無限責任組合員による投資の査定手続はすべての財務諸表に共通なものである。</p> <p>《(2) 投資の査定手続の内部統制有効性評価》 <u>69</u>．無限責任組合員による投資の査定手続は有責組合にとって中心的課題であり、監査上も次のリスクを可能な限り軽減させ、ひいては投資の評価基準への準拠性又は評価の妥当性についての監査証拠を得るために、当該査定手続の有効性を評価する必要がある。 (1) 有責組合の監査人が投資先を直接的に監査するものではないので、投資先に関する情報の質と量が不十分となり得ること (2) 査定の対象件数が膨大になる場合、検討項目が投資先の事業計画の実現可能性・経済環境の変化等を含めた多岐にわたるため、検討対象のすべてを網羅できないことがあり得ること 査定手続の有効性を評価するには、<u>第70</u>項から<u>第82</u>項に記載された手続に留意するとともに、抽出された投資先に対する必要な資料を閲覧し、必要に応じて査定担当部門に対して、査定結果につき質問等を行い、投資の査定が所定の手続に準拠して適正に行われていることを確かめる。</p> <p>《(3) 査定基準の整備状況》 <u>70</u>．査定基準に、査定の時期、査定を実施する部門、投資先に関して入手すべき情報の種類及びその整備方法、査定の対象となる投資の範囲の決め方、査定手順等が明記されていることを確かめる。</p> <p>《(4) 査定の時期》 <u>71</u>．査定に係る基準日は、決算日又は中間決算日としていることを確かめる。ただし、決算日前又は中間決算日前の3か月以内の一定日を基準日としている場合には、基準日以後決算日又は中間決算日までの投資先に係る重要な事実を確かめ、判明したならば、適時・適切に査定手続に反映されることを前提に認められることに留意する必要がある。</p> <p>《(5) 査定の実施部門》 <u>72</u>．投資先の状況を踏まえて、投資部門とは独立した投資査定委員会等が投資に対する査定結果の承認をしていることを確かめる。</p> <p>《(6) 投資先に関する情報》 <u>73</u>．投資先の事業概況、経営者の資質、資本関係、役員構成、財務情報、投資状況、事業計画の遂行度、金融機関との関係等の入手可能な情報を収集し、それらを総合的に勘案した上で、査定を実施していることを確かめる。 上記のうち、事業計画の遂行度は、経済環境の変化によって、投資先の事業計画の実現可能性が短期</p>	<p>《(11) 内部統制が存在しない場合等のリスク対応手続》 <u>57</u>．無限責任組合員が個人等であることにより内部統制が組織的に整備できない場合、あるいは、内部統制に整備上又は運用上の不備が認められる場合が考え得る。 この場合には、リスク評価において内部統制が有効に運用されていると想定できないため、運用評価手続を実施せず、例えば、投資先の選定・実行の業務について、投資を実行した投資先の選定を検討するまでの諸資料の通査、投資先への送金、その時期及び当該有価証券の取得等について、相当程度の件数を実証手続により確かめること等によって、十分かつ適切な監査証拠を入手する必要がある。</p> <p>《<u>2</u>．投資の査定手続》 《(1) 投資の査定手続の位置付け》 <u>58</u>．有責組合法による有責組合会計規則に準拠した財務諸表等及び金融商品会計基準に準拠した財務諸表、並びに金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表及び中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表については、時価概念、表示区分、損益算定方式、監査の種類がそれぞれに異なっているが、会計及び監査の中心的課題である投資の評価の前提たる無限責任組合員による投資の査定手続はすべての財務諸表に共通なものである。</p> <p>《(2) 投資の査定手続の内部統制有効性評価》 <u>59</u>．無限責任組合員による投資の査定手続は有責組合にとって中心的課題であり、監査上も次のリスクを可能な限り軽減させ、ひいては投資の評価基準への準拠性又は評価の妥当性についての監査証拠を得るために、当該査定手続の有効性を評価する必要がある。 (1) 有責組合の監査人が投資先を直接的に監査するものではないので、投資先に関する情報の質と量が不十分となり得ること (2) 査定の対象件数が膨大になる場合、検討項目が投資先の事業計画の実現可能性・経済環境の変化等を含めた多岐にわたるため、検討対象のすべてを網羅できないことがあり得ること 査定手続の有効性を評価するには、<u>第60</u>項から<u>第72</u>項に記載された手続に留意するとともに、抽出された投資先に対する必要な資料を閲覧し、必要に応じて査定担当部門に対して、査定結果につき質問等を行い、投資の査定が所定の手続に準拠して適正に行われていることを確かめる。</p> <p>《(3) 査定基準の整備状況》 <u>60</u>．査定基準に、査定の時期、査定を実施する部門、投資先に関して入手すべき情報の種類及びその整備方法、査定の対象となる投資の範囲の決め方、査定手順等が明記されていることを確かめる。</p> <p>《(4) 査定の時期》 <u>61</u>．査定に係る基準日は、決算日又は中間決算日としていることを確かめる。ただし、決算日前又は中間決算日前の3か月以内の一定日を基準日としている場合には、基準日以後決算日又は中間決算日までの投資先に係る重要な事実を確かめ、判明したならば、適時・適切に査定手続に反映されることを前提に認められることに留意する必要がある。</p> <p>《(5) 査定の実施部門》 <u>62</u>．投資先の状況を踏まえて、投資部門とは独立した投資査定委員会等が投資に対する査定結果の承認をしていることを確かめる。</p> <p>《(6) 投資先に関する情報》 <u>63</u>．投資先の事業概況、経営者の資質、資本関係、役員構成、財務情報、投資状況、事業計画の遂行度、金融機関との関係等の入手可能な情報を収集し、それらを総合的に勘案した上で、査定を実施していることを確かめる。 上記のうち、事業計画の遂行度は、経済環境の変化によって、投資先の事業計画の実現可能性が短期</p>

新	旧
<p>間に大きく変動することがあり、特に投資先がベンチャー・ビジネスであればより大きく変動する可能性が高いため、特に重要と考えられる。また、金融機関からの支援を前提とした事業計画等が策定されている投資先については、投資先の事業予測に加えて、支援の実現可能性や進捗状況を総合的に判断していることも確かめる。</p> <p>なお、必要に応じて、監査人自らが入手した投資先に関する重要な情報と査定における判断に不整合がないかどうかについても確かめる。</p> <p>74．ファンドに対する投資スキームの場合には、その出資に合理的な理由があるかを検討するとともに、投資先の有責組合等の最終的な投資先及び投資内容を把握した上で査定を実施していることを確かめる。</p> <p>75．投資先の財務情報として基準日直近の財務諸表を利用していること、及び投資先の決算日から査定の基準日まで重要な変動要因が生じていないかどうかを確かめる。投資先の財務情報が不十分と認められた場合、追加的な情報入手の必要性について査定担当者との協議する。</p> <p>76．取得単価が高いため、現時点での予想公開価格に比べて著しく下落していると判断される場合がある。したがって、財務情報以外に予想公開価格も査定において考慮されていることを確かめる。</p> <p>77．投資先に関する情報に虚偽や異常な点が認められないか注意を払う。</p> <p>《(7) 査定手続に関する留意事項》</p> <p>78．投資の査定手続については、次に記載する投資先の状況分析・投資条件の特約分析・会計主体の特性分析等が織り込まれていることを確かめる。</p> <p>79．投資先の状況分析によって、投資先が区分されていることを確かめる。区分のための判断項目としては、事業計画との対比、資金繰りの状況、業績の回復見込み等が考えられる。なお、ベンチャー・ビジネスとしての投資先に対し、その事業計画・経済環境等がどのように考慮されているのかについても留意する。</p> <p>80．投資条件の特約分析によって、株式・債券等の投資方法の違い、経営者の個人保証、返済の優先条項等の特約及びその実現可能性も含めてこれらが査定にどのように反映されているのかを確かめる。</p> <p>81．会計主体の特性分析によって、有責組合の残存期間を考慮した査定がなされていることを確かめる。残存期間を考慮した査定とは、例えば、存続期限が近づいた有責組合において、通常の評価基準とは別に現時点での処分可能価格等も考慮して評価される場合があること等を考慮して査定を行うことである。</p> <p>82．予想公開価格については、無限責任組合員の見積金額の算定手続を確かめる。</p> <p>《4．有責組合における監査手続及びその他留意事項》</p> <p>《(1) 監査手続の範囲及び選択》</p> <p>83．有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様、「監査人は、通常、重要な虚偽表示のリスクの程度が高くなるほど監査手続の範囲を拡大する。ただし、監査手続の範囲を拡大することは監査手続自体が特定のリスクに適合している場合にのみ有効であるので、実施する監査手続の選択が最も重要な検討事項となる」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）ことに留意する。なお、実務上の参考として、第84項から第85項までに有責組合の監査手続を例示したが、その他にも、特定のリスクに適合しているものがあれば、監査人自らの判断で選択、実施する必要がある。</p> <p>《(2) 全般的事項に関する監査手続》</p> <p>84．内部統制を含む、企業及び企業環境の理解、重要な虚偽表示のリスクの評価等に当たり実施される監査手続は次のとおりである。</p> <p>(1) 組合契約書等を入手し、担当者へ質問して有責組合の運営の概要、投資方針等を確かめる。</p> <p>(2) 出資・融資の状況（各組合員の出資割合、出資以外の資金調達状況、資金の拠出者（実質的な資金の拠出者を含む。）の組合運営への関与の程度等）を把握するため、組合契約書の閲覧及び無限責任組合員への質問を行う。</p>	<p>間に大きく変動することがあり、特に投資先がベンチャー・ビジネスであればより大きく変動する可能性が高いため、特に重要と考えられる。また、金融機関からの支援を前提とした事業計画等が策定されている投資先については、投資先の事業予測に加えて、支援の実現可能性や進捗状況を総合的に判断していることも確かめる。</p> <p>なお、必要に応じて、監査人自らが入手した投資先に関する重要な情報と査定における判断に不整合がないかどうかについても確かめる。</p> <p>64．ファンドに対する投資スキームの場合には、その出資に合理的な理由があるかを検討するとともに、投資先の有責組合等の最終的な投資先及び投資内容を把握した上で査定を実施していることを確かめる。</p> <p>65．投資先の財務情報として基準日直近の財務諸表を利用していること、及び投資先の決算日から査定の基準日まで重要な変動要因が生じていないかどうかを確かめる。投資先の財務情報が不十分と認められた場合、追加的な情報入手の必要性について査定担当者との協議する。</p> <p>66．取得単価が高いため、現時点での予想公開価格に比べて著しく下落していると判断される場合がある。したがって、財務情報以外に予想公開価格も査定において考慮されていることを確かめる。</p> <p>67．投資先に関する情報に虚偽や異常な点が認められないか注意を払う。</p> <p>《(7) 査定手続に関する留意事項》</p> <p>68．投資の査定手続については、次に記載する投資先の状況分析・投資条件の特約分析・会計主体の特性分析等が織り込まれていることを確かめる。</p> <p>69．投資先の状況分析によって、投資先が区分されていることを確かめる。区分のための判断項目としては、事業計画との対比、資金繰りの状況、業績の回復見込み等が考えられる。なお、ベンチャー・ビジネスとしての投資先に対し、その事業計画・経済環境等がどのように考慮されているのかについても留意する。</p> <p>70．投資条件の特約分析によって、株式・債券等の投資方法の違い、経営者の個人保証、返済の優先条項等の特約及びその実現可能性も含めてこれらが査定にどのように反映されているのかを確かめる。</p> <p>71．会計主体の特性分析によって、有責組合の残存期間を考慮した査定がなされていることを確かめる。残存期間を考慮した査定とは、例えば、存続期限が近づいた組合において、通常の評価基準とは別に現時点での処分可能価格等も考慮して評価される場合があること等を考慮して査定を行うことである。</p> <p>72．予想公開価格については、無限責任組合員の見積金額の算定手続を確かめる。</p> <p>《3．有責組合における監査手続及びその他留意事項》</p> <p>《(1) 監査手続の範囲及び選択》</p> <p>73．有責組合の監査においても、一般企業の場合と同様、「監査人は、通常、重要な虚偽表示のリスクの程度が高くなるほど監査手続の範囲を拡大する。ただし、監査手続の範囲を拡大することは監査手続自体が特定のリスクに適合している場合にのみ有効であるので、実施する監査手続の選択が最も重要な検討事項となる」（監査基準委員会報告書第30号「評価したリスクに対応する監査人の手続」参照）ことに留意する。なお、実務上の参考として、第74項から第75項までに有責組合の監査手続を例示したが、その他にも、特定のリスクに適合しているものがあれば、監査人自らの判断で選択、実施する必要がある。</p> <p>《(2) 全般的事項に関する監査手続》</p> <p>74．内部統制を含む、企業及び企業環境の理解、重要な虚偽表示のリスクの評価等に当たり実施される監査手続は次のとおりである。</p> <p>(1) 組合契約書等を入手し、担当者へ質問して有責組合の運営の概要、投資方針等を確かめる。</p> <p>(2) 出資・融資の状況（各組合員の出資割合、出資以外の資金調達状況、資金の拠出者（実質的な資金の拠出者を含む。）の組合運営への関与の程度等）を把握するため、組合契約書の閲覧及び無限責任組合員への質問を行う。</p>

新	旧
<p>(3) 無限責任組合員の組合管理業務と固有業務との区分管理の状況を、関連資料の入手や質問等により把握し、内部統制上問題がないことを確かめる。</p> <p>(4) 組合契約の遵守状況を、関連資料の入手や質問等により確かめる。</p> <p>(5) 無限責任組合員の有責組合の運営に関する諸資料を閲覧する。</p> <p>(6) 他の有責組合・任意組合との分別管理・区分経理が適切になされていることを確かめる。</p> <p>(7) 出資金の払込み、分配及び追加出資について、組合契約への準拠性及び残高の妥当性を確かめる。</p> <p>(8) 有責組合と無限責任組合員との間の取引については関連資料等を閲覧し、組合契約に従い適切に処理、記帳されていることを確かめる。</p> <p>(9) 有責組合と組合員との間の取引、特に利益相反となる取引に十分留意する。</p> <p>(10) 無限責任組合員が同一である有責組合の間で取引が行われている場合には、関連資料の閲覧や質問等により、当該取引の妥当性等を確かめる。</p> <p>(11) 財務諸表の表示が、準拠すべき表示規則に従っていることを確かめる。</p>	<p>(3) 無限責任組合員の組合管理業務と固有業務との区分管理の状況を、関連資料の入手や質問等により把握し、内部統制上問題がないことを確かめる。</p> <p>(4) 組合契約の遵守状況を、関連資料の入手や質問等により確かめる。</p> <p>(5) 無限責任組合員の有責組合の運営に関する諸資料を閲覧する。</p> <p>(6) 他の有責組合・任意組合との分別管理・区分経理が適切になされていることを確かめる。</p> <p>(7) 出資金の払込み、分配及び追加出資について、組合契約への準拠性及び残高の妥当性を確かめる。</p> <p>(8) 有責組合と無限責任組合員との間の取引については関連資料等を閲覧し、組合契約に従い適切に処理、記帳されていることを確かめる。</p> <p>(9) 有責組合と組合員との間の取引、特に利益相反となる取引に十分留意する。</p> <p>(10) 無限責任組合員が同一である有責組合の間で取引が行われている場合には、関連資料の閲覧や質問等により、当該取引の妥当性等を確かめる。</p> <p>(11) 財務諸表の表示が、準拠すべき表示規則に従っていることを確かめる。</p>
<p>《(3) 投資の監査手続の例示》</p> <p>85. 投資の評価の準拠性、あるいは投資の評価の妥当性を除く投資に関連した経営者の主張ごとの虚偽表示のリスクに適合する監査手続を例示すれば、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 投資実行に関する審査資料のほか関連資料等を閲覧し、所定の手続に従って投資が実行されていることを確かめる。</p> <p>(2) 投資の売却に関する帳簿・関連資料等を閲覧し、投資の売却が事実に基づき適切に処理、記帳されていることを確かめる。</p> <p>(3) 売買損益の会計処理の妥当性を確かめる。</p> <p>(4) 株式分割、新株予約権の付与、増資、清算配当等の会計処理の妥当性を確かめる。</p> <p>(5) 無限責任組合員が保管する有価証券は実査を行い、外部の保管先に預けてある有価証券は保管先に確認し、必要と認められた場合には実査を行う。</p> <p>(6) 株券等不発行の場合は、不発行証明等を入手し、現物がないことの妥当性を確かめる。</p> <p>(7) 投資償却損については関連資料を閲覧し、処理の妥当性を確かめる。</p>	<p>《(3) 投資の監査手続の例示》</p> <p>75. 投資の評価の準拠性、あるいは投資の評価の妥当性を除く投資に関連した経営者の主張ごとの虚偽表示のリスクに適合する監査手続を例示すれば、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 投資実行に関する審査資料のほか関連資料等を閲覧し、所定の手続に従って投資が実行されていることを確かめる。</p> <p>(2) 投資の売却に関する帳簿・関連資料等を閲覧し、投資の売却が事実に基づき適切に処理、記帳されていることを確かめる。</p> <p>(3) 売買損益の会計処理の妥当性を確かめる。</p> <p>(4) 株式分割、新株予約権の付与、増資、清算配当等の会計処理の妥当性を確かめる。</p> <p>(5) 無限責任組合員が保管する有価証券は実査を行い、外部の保管先に預けてある有価証券は保管先に確認し、必要と認められた場合には実査を行う。</p> <p>(6) 株券等不発行の場合は、不発行証明等を入手し、現物がないことの妥当性を確かめる。</p> <p>(7) 投資償却損については関連資料を閲覧し、処理の妥当性を確かめる。</p>
<p>《(4) 継続企業の前提及び有期限性の吟味》</p> <p>86. 継続企業の前提を検討するに当たっては、有責組合事業の特異性に留意しながら、監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」及び監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」を適用する。</p> <p>87. 有責組合は、存続期限が事前に定められている有期限の事業であり、当該存続期限が貸借対照表日の翌日から一年内に到来することとなった場合には、監査人は、貸借対照表日の翌日から当該期限までを対象期間として検討しなければならない。</p> <p>88. 有責組合の存続期間が一年未満となっており、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある状況において、無限責任組合員が処分方針を明確にして当該期間内での完了を計画しているかどうかを慎重に確かめる。</p> <p>また、処分方針が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を解消し、又は改善するための対応策に該当するものとして、監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」に従った検討を行う。</p> <p>89. 有責組合の存続期間が一年未満となっており、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある状況において、無限責任組合員が存続期限の延長を計画している場合には、当該計画が「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」を解消し、又は改善するための対応策に該当するものとして、監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」に従った検討を行う。</p>	
<p>《(5) 存続期間が一年未満となった場合の投資の評価》</p> <p>90. 有責組合の存続期間が一年未満となった場合には、早期換金化による流動性リスクを加味した処分予</p>	

新	旧
<p><u>定価格に照らした含み損が適切に財務諸表に反映されていることを慎重に確かめる。</u></p> <p>《(6) 経営者確認書》 <u>91</u>．監査人は、監査報告書の発行に先立ち、監査期間中に会社から提示を受けた資料及びその他の説明について、会社の経営者から確認書を入手しなければならない。有責組合においては、無限責任組合員の経営者から入手することになる。なお、経営者から入手すべき確認書の記載事項については、監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」を参考にするものとする。</p> <p>《5．有責組合法に基づく財務諸表等の監査》 《(1) 有責会計規則に準拠した場合の監査手続と留意事項》 <u>92</u>．有責組合会計規則に準拠した財務諸表等の監査に当たっては、査定手続実施後行われる投資の評価手続の有効性、つまり、組合契約に規定する評価基準への準拠性について、十分な監査証拠を入手しなければならない。 具体的には、評価基準を入手して、閲覧、必要に応じて質問等を実施し、その内容を確認する。そして、査定手続の結果、グルーピングされた投資先が、評価基準に従って適切に評価されていることを、計算照合等により確かめる。</p> <p>《(2) 有責組合会計規則に準拠した場合の監査報告書》 <u>93</u>．有責組合法第8条第2項の規定に基づき有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に対する場合の監査報告書の文例は付録2のとおりである。 <u>94</u>．準拠性等に関する除外事項がある場合の限定付適正意見や不適正意見、追記情報の記載を行う場合の監査報告書の記載方法については、監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」による。 <u>95</u>．投資の評価に関し有責組合会計規則第7条第2項では「投資は、時価を付さなければならない。」と規定し、同条第3項において「前項の時価の評価方法は、組合契約に定めるところによる。」と規定している。また、未実現損益の会計処理方法は、第28項のとおり、損益計算書に未実現損益調整額として処理することとなるため、金融商品会計基準の評価方法及び処理方法と異なっている。 このため、本報告の示す監査報告書の文例においては、監査意見は組合契約で定められた投資の評価基準への準拠性について意見を表明することとし、投資の評価額の妥当性を含む意見を表明するものではないことに留意する必要がある。 なお、投資の評価方法及び未実現損益の処理方法については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なることを財務諸表の利用者に注意喚起するため、その差異に重要性が乏しい場合を除き、第33項後段の注記事項を監査報告書に追記情報として記載することとした。 <u>96</u>．有責組合会計規則に準拠した財務諸表等とあわせて金融商品会計基準に準拠した財務諸表が作成されている場合には、一つの有責組合で異なる当期損益が算定されることとなる。有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に第32項(7)の「金融商品会計基準に準拠して有価証券を評価した場合の当期損益の額」が注記されている場合には、監査報告書に追記情報として当該損益の額が別途算定されている旨を記載することとした。</p> <p>《6．金融商品取引法に基づく財務諸表の監査及び中間財務諸表の中間監査》 《(1) 財務諸表に対する監査報告書及び中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例》 <u>97</u>．財務諸表等規則に準拠した財務諸表に対する監査報告書の文例を付録3に、中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例を付録4に示している。</p> <p>《(2) 金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表等の監査手続と留意事項》 <u>98</u>．金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表の監査及び中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表に対する中間監査（組合員が自己の決算書に組合決算の結果を取り込みやすくするため作成する金融商品会計基準に準拠して作成された財務諸表の監査及び中間財務諸表の中間監査を</p>	<p>《(4) 経営者確認書》 <u>76</u>．監査人は、監査報告書の発行に先立ち、監査期間中に会社から提示を受けた資料及びその他の説明について、会社の経営者から確認書を入手しなければならない。有責組合においては、無限責任組合員の経営者から入手することになる。なお、経営者から入手すべき確認書の記載事項については、監査基準委員会報告書第3号「経営者による確認書」を参考にするものとする。</p> <p>《4．有責組合法に基づく財務諸表等の監査》 《(1) 有責会計規則に準拠した場合の監査手続と留意事項》 <u>77</u>．有責組合会計規則に準拠した財務諸表等の監査に当たっては、査定手続実施後行われる投資の評価手続の有効性、つまり、組合契約に規定する評価基準への準拠性について、十分な監査証拠を入手しなければならない。 具体的には、評価基準を入手して、閲覧、必要に応じて質問等を実施し、その内容を確認する。そして、査定手続の結果、グルーピングされた投資先が、評価基準に従って適切に評価されていることを、計算照合等により確かめる。</p> <p>《(2) 有責組合会計規則に準拠した場合の監査報告書》 <u>78</u>．有責組合法第8条第2項の規定に基づき有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に対する場合の監査報告書の文例は付録2のとおりである。 <u>79</u>．準拠性等に関する除外事項がある場合の限定付適正意見や不適正意見、追記情報の記載を行う場合の監査報告書の記載方法については、監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」による。 <u>80</u>．投資の評価に関し有責組合会計規則第7条第2項では「投資は、時価を付さなければならない。」と規定し、同条第3項において「前項の時価の評価方法は、組合契約に定めるところによる。」と規定している。また、未実現損益の会計処理方法は、第21項のとおり、損益計算書に未実現損益調整額として処理することとなるため、金融商品会計基準の評価方法及び処理方法と異なっている。 このため、本報告の示す監査報告書の文例においては、監査意見は組合契約で合意された投資の評価基準への準拠性について意見を表明することとし、投資の評価額の妥当性を含む意見を表明するものではないことに留意する必要がある。 なお、投資の評価方法及び未実現損益の処理方法については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とは異なることを財務諸表の利用者に注意喚起するため、その差異に重要性が乏しい場合を除き、第26項後段の注記事項を監査報告書に追記情報として記載することとした。 <u>81</u>．有責組合会計規則に準拠した財務諸表等とあわせて金融商品会計基準に準拠した財務諸表が作成されている場合には、一つの有責組合で異なる当期損益が算定されることとなる。有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に第25項(7)の「金融商品会計基準に準拠して有価証券を評価した場合の当期損益の額」が注記されている場合には、監査報告書に追記情報として当該損益の額が別途算定されている旨を記載することとした。</p> <p>《5．金融商品取引法に基づく財務諸表の監査及び中間財務諸表の中間監査》 《(1) 財務諸表に対する監査報告書及び中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例》 <u>82</u>．財務諸表等規則に準拠した財務諸表に対する監査報告書の文例を付録3に、中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例を付録4に示している。</p> <p>《(2) 金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表等の監査手続と留意事項》 <u>83</u>．金融商品取引法に基づく財務諸表等規則に準拠した財務諸表（組合員が自己の決算書に組合決算の結果を取込み易くするために作成する金融商品会計基準に準拠して作成された財務諸表を含む。）の監査に当たっては、査定手続実施後に行われる投資の減損・引当手続の有効性、つまり投資の減損処理及び</p>

新	旧
<p>む。)に当たっては、査定手続実施後に行われる投資の減損・引当手続の有効性、つまり投資の減損処理及び投資損失引当金の計上の妥当性について、十分な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>具体的には、減損・引当基準を入手して、閲覧、必要に応じて質問等を実施し、第44項から第49項までに記載した会計処理と表示方法に準拠していることを確かめる。そして、査定手続の結果、グループ化された投資先が、減損・引当基準に従って適切に評価されていることを、計算照合等により確かめる。なお、投資の減損処理及び投資損失引当金の計上に当たっては、経営者による判断・見積りに依存するケースが少なくないため、監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」に準拠して慎重に監査を行う必要がある。</p> <p>99. 株式公開により時価を有することになった投資の評価については、原則としてその他有価証券として金融商品会計基準に従った評価差額の処理方法が採用されていることを確かめる。</p> <p>《(3) 減損及び投資損失引当金に係る監査手続の実施時期》</p> <p>100. 査定に係る監査手続の基準日は決算日あるいは中間決算日とする。ただし、有責組合が決算日前の一定日を基準日として査定を実施している場合は、査定に係る内部統制が有効であることを前提にして、当該基準日を監査手続上の基準日とすることができる。</p> <p>101. 査定の基準日後、減損及び投資損失引当金に影響するような投資先の財政状態等に関する重要な事実を入手した場合には、必要な査定の見直しがなされ、その結果に基づき、適切に評価されていることを確かめる。</p> <p>《(4) 減損及び投資損失引当金に係る監査手続及び留意事項》</p> <p>102. 減損及び投資損失引当金に関する監査手続は、抽出された投資先に対する必要な資料を閲覧し、必要に応じて査定担当部門に対して、査定結果につき質問等を行い、適正な減損処理及び投資損失引当金の計上の前提条件である投資の査定が所定の手続に準拠して適正に行われていることを確かめることにある。</p> <p>103. 減損及び投資損失引当金の監査手続の適用に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 経済環境の変化によって、投資先の事業計画の実現可能性が短期間に大きく変動することがあり、特に投資先がベンチャー・ビジネスであればより大きく変動することがあることに留意する。</p> <p>(2) 投資先に関する情報が十分かつ最新のものであることを確かめる。財務情報が不十分と認められた場合、追加的な情報入手の必要性について査定担当者と協議する。</p> <p>(3) 投資先に関する情報に虚偽や異常な点が認められないかについても注意を払う。</p> <p>(4) 監査人が入手した投資先に関する重要な情報が査定に当たり加味されているか否かについて確かめる。</p> <p>(5) 投資先の経営者の個人保証等がある場合には、保証人等の信用リスクに関する情報についても吟味されていることを確かめる。</p> <p>(6) ベンチャー・キャピタル、銀行等の金融機関からの支援を前提とした事業計画等が策定されている投資先については、投資先の事業予測に加えて、支援の実現可能性や進捗状況を総合的に判断していることを確かめる。</p> <p>《(5) 金融商品取引法に基づく中間財務諸表における継続企業の前提》</p> <p>104. 中間監査における継続企業の前提に関する検討については、本報告の継続企業の前提に関する記載に留意して、監査基準委員会報告書第17号「中間監査」に従った検討を行う。</p> <p>《(6) 経営者確認書》</p> <p>105. 金融商品会計基準に準拠した財務諸表の監査の場合には、経営者の意思や判断に係る事項である投資の評価について財務諸表に与える重要性が高いため、少なくとも次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 未公開株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず減損処理を行っていない場合に、取得価額まで実質価額が回復するかどうかに関する経営者の見解</p> <p>(2) 健全性等の理由による投資損失引当金設定の必要性の有無に関する経営者の見解</p>	<p>投資損失引当金の計上の妥当性について、十分な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>具体的には、減損・引当基準を入手して、閲覧、必要に応じて質問等を実施し、第36項から第41項までに記載した会計処理と表示方法に準拠していることを確かめる。そして、査定手続の結果、グループ化された投資先が、減損・引当基準に従って適切に評価されていることを、計算照合等により確かめる。なお、投資の減損処理及び投資損失引当金の計上に当たっては、経営者による判断・見積りに依存するケースが少なくないため、監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」に準拠して慎重に監査を行う必要がある。</p> <p>84. 株式公開により時価を有することになった投資の評価については、原則としてその他有価証券として金融商品会計基準に従った評価差額の処理方法が採用されていることを確かめる。</p> <p>《(3) 減損及び投資損失引当金に係る監査手続の実施時期》</p> <p>85. 査定に係る監査手続の基準日は決算日あるいは中間決算日とする。ただし、有責組合が決算日前の一定日を基準日として査定を実施している場合は、査定に係る内部統制が有効であることを前提にして、当該基準日を監査手続上の基準日とすることができる。</p> <p>86. 査定の基準日後、減損及び投資損失引当金に影響するような投資先の財政状態等に関する重要な事実を入手した場合には、必要な査定の見直しがなされ、その結果に基づき、適切に評価されていることを確かめる。</p> <p>《(4) 減損及び投資損失引当金に係る監査手続及び留意事項》</p> <p>87. 減損及び投資損失引当金に関する監査手続は、抽出された投資先に対する必要な資料を閲覧し、必要に応じて査定担当部門に対して、査定結果につき質問等を行い、適正な減損処理及び投資損失引当金の計上の前提条件である投資の査定が所定の手続に準拠して適正に行われていることを確かめることにある。</p> <p>88. 減損及び投資損失引当金の監査手続の適用に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 経済環境の変化によって、投資先の事業計画の実現可能性が短期間に大きく変動することがあり、特に投資先がベンチャー・ビジネスであればより大きく変動することがあることに留意する。</p> <p>(2) 投資先に関する情報が十分かつ最新のものであることを確かめる。財務情報が不十分と認められた場合、追加的な情報入手の必要性について査定担当者と協議する。</p> <p>(3) 投資先に関する情報に虚偽や異常な点が認められないかについても注意を払う。</p> <p>(4) 監査人が入手した投資先に関する重要な情報が査定に当たり加味されているか否かについて確かめる。</p> <p>(5) 投資先の経営者の個人保証等がある場合には、保証人等の信用リスクに関する情報についても吟味されていることを確かめる。</p> <p>(6) ベンチャー・キャピタル、銀行等の金融機関からの支援を前提とした事業計画等が策定されている投資先については、投資先の事業予測に加えて、支援の実現可能性や進捗状況を総合的に判断していることを確かめる。</p> <p>《(5) 経営者確認書》</p> <p>89. 金融商品会計基準に準拠した財務諸表の監査の場合には、経営者の意思や判断に係る事項である投資の評価について財務諸表に与える重要性が高いため、少なくとも次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 未公開株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず減損処理を行っていない場合に、取得価額まで実質価額が回復するかどうかに関する経営者の見解</p> <p>(2) 健全性等の理由による投資損失引当金設定の必要性の有無に関する経営者の見解</p>

新	旧
<p>(3) 会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解</p> <p>《 有責組合の組合員の会計処理》 《 1 . 会計処理の多様性》 106 . 有責組合への出資金及び損益持分相当額を組合員自身の会計帳簿に取り込むに当たっては、複数の取込方法、有責組合会計規則と金融商品会計基準との間の時価概念の相違及び評価差額の会計処理の相違、有責組合の会計方針と組合員自身の会計方針との差異などが存在していることに留意しなければならない。</p> <p>《 2 . 取込みの会計処理》 107 . 有責組合への出資である組合持分を組合員自身の財務諸表に取り込む際には、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映できるように会計処理及び表示方法を選択する。具体的な方法等については金融商品会計実務指針第132項及び第308項、「金融商品会計に関するQ & A」Q71並びにリサーチ・センター審理情報 [23] 投資事業組合への出資及び土地再評価差額金に係る繰延税金に関する監査上の留意事項について」の「 投資事業組合への出資について」に従う。</p> <p>《 3 . 時価概念及び評価差額の会計処理の相違》 108 . 有責組合では、投資は未公開株式等についても有責組合会計規則における時価で評価されているため、その会計処理は金融商品会計基準による方法と異なる。例えば、有責組合会計規則では未公開株式についても組合契約に定める評価方法による時価を付し、公開株式の評価差額とともに損益計算書の末尾に未実現損益調整額として計上する。これに対して、金融商品会計基準では未公開株式は取得価額で評価し、公開株式については原則として評価差額を貸借対照表の純資産の部に評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金）として計上することになる。 したがって、各組合員が有責組合会計規則に準拠した財務諸表に基づいて有責組合の損益等を自己の会計帳簿に取り込むには、金融商品会計基準に準拠するように財務情報の修正を施す必要がある。</p>	<p>(3) 会計上の見積りの基礎となる仮定に関する経営者の見解</p> <p>《(6) 継続企業の前提及び有期限性の吟味（存続期間一年以上の場合）》 90 . 有責組合に対して継続企業の前提を適用することが適切な状況にあることを検討するために、資産の回収想定期間及び負債の返済想定期間が組合の存続期間内に納まるように設計され、当該運用方針が遵守されていることを確かめる。 91 . 存続期限が近づくにつれて、保有資産等の運用及び処分方針がより具体性を有していること、さらにその実現可能性が高いことについて慎重に吟味する。 92 . 投資先で株式公開の目処が立たない、いわゆるリビング・デッドの状態にある銘柄が投資の大部分を占め、当該銘柄の存続期間の満了までの処分方針が明確でない場合には、有責組合としての継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に該当するか否かについて検討する。 93 . 継続企業の前提を検討するに当たっては、有責組合事業の特異性に留意しながら、監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」及び監査基準委員会報告書第22号「継続企業の前提に関する監査人の検討」を適用する。この場合、監査人は、経営者が実施した合理的な期間にわたる継続企業の前提に関する評価について、その期間のうち少なくとも貸借対照表日の翌日から一年間を対象期間として検討しなければならない。</p> <p>《(7) 継続企業の前提及び有期限性の吟味（存続期間一年未満の場合）》 94 . 有責組合は、存続期限が事前に定められている有期限の事業であり、当該存続期限が貸借対照表日の翌日から一年内に到来することとなった場合には、監査人は、貸借対照表日の翌日から当該期限までを対象期間として検討しなければならない。 95 . 組合の存続期間が一年未満となった場合には、明確な処分方針が存在していること及び早期換金化による流動性リスクを加味した処分予定価格に照らした含み損が減損損失あるいは投資損失引当金等として適切に会計処理されていることをより慎重に確かめる。</p> <p>《 有責組合の組合員の会計処理》 《 1 . 会計処理の多様性》 96 . 有責組合への出資金及び損益持分相当額を組合員自身の会計帳簿に取り込むに当たっては、複数の取込方法、有責組合会計規則と金融商品会計基準との間の時価概念の相違及び評価差額の会計処理の相違、有責組合の会計方針と組合員自身の会計方針との差異などが存在していることに留意しなければならない。</p> <p>《 2 . 取込みの会計処理》 97 . 有責組合への出資である組合持分を組合員自身の財務諸表に取り込む際には、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映できるように会計処理及び表示方法を選択する。具体的な方法等については金融商品会計実務指針第132項及び第308項、「金融商品会計に関するQ & A」Q71並びにリサーチ・センター審理情報 [23] 投資事業組合への出資及び土地再評価差額金に係る繰延税金に関する監査上の留意事項について」の「 投資事業組合への出資について」に従う。</p> <p>《 3 . 時価概念及び評価差額の会計処理の相違》 98 . 有責組合では、投資は未公開株式等についても有責組合会計規則における時価で評価されているため、その会計処理は金融商品会計基準による方法と異なる。例えば、有責組合会計規則では未公開株式についても組合契約に定める評価方法による時価を付し、公開株式の評価差額とともに損益計算書の末尾に未実現損益調整額として計上する。これに対して、金融商品会計基準では未公開株式は取得価額で評価し、公開株式については原則として評価差額を貸借対照表の純資産の部に評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金）として計上することになる。 したがって、各組合員が有責組合会計規則に準拠した財務諸表に基づいて有責組合の損益等を自己の会計帳簿に取り込むには、金融商品会計基準に準拠するように財務情報の修正を施す必要がある。</p>

新	旧
<p>109. 各組員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取込み易くするため、有責組合会計規則とは別に、金融商品会計基準に準拠した財務諸表が作成されている場合には、その会計処理と表示方法については、第42項から第52項までの「金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表」を参照する。</p> <p>《4. 有責組合と組員のそれぞれが採用する会計方針の相違》</p> <p>110. 金融商品会計基準に準拠した財務諸表に投資損失引当金が計上されている場合や時価の下落割合が30%から50%の有価証券に減損処理を適用している場合のように、有責組合の会計方針と組員の会計方針とが必ずしも一致しないことがある。各組員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取り込むに当たっては、それぞれその投資実態と自己の会計方針とに照らして適切な会計処理を行う。</p> <p>《5. 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲》</p> <p>111. 組員が連結財務諸表を作成するに当たり、有責組合が当該組員の子会社又は関連会社に該当するか否かの判断に際しては、企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、当協会の監査・保証実務委員会から公表されている「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ & A」及び審査・倫理・相談課ニュース[No.2]「投資事業組合の連結及び持分法の適用について」に実務上の取扱いが定められているので留意する。</p> <p>《適用》</p> <p>《1. 任意組合への準用》</p> <p>112. 本報告は、有責組合の会計処理及び監査上の取扱いを内容としているが、未公開株式への投資を目的とする民法上の任意組合についても、一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠する場合には、当然のことながら金融商品会計基準に準拠して財務諸表を作成する必要があるため、その会計処理及び監査手続についても、本報告の該当箇所を参照することが望ましい。</p> <p>《2. 適用時期》(省略)</p> <p>《付録》</p> <p>付録1 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型 中小企業庁から公示された有責組合会計規則に準拠した標準的な財務諸表等のひな型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 貸借対照表のひな型(省略)</p> <p>(2) 損益計算書のひな型(省略)</p> <p>(3) 業務報告書のひな型</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p>1. 当期における運営の経過及び成果(省略)</p> <p>2. 過去3年間以上の運営成績及び財産の状況の推移並びに当事業年度までの運営成績の累計額(省略)</p> <p>3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実</p>	<p>99. 各組員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取込み易くするため、有責組合会計規則とは別に、金融商品会計基準に準拠した財務諸表が作成されている場合には、その会計処理と表示方法については、第34項から第43項までの「金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表」を参照する。</p> <p>《4. 有責組合と組員のそれぞれが採用する会計方針の相違》</p> <p>100. 金融商品会計基準に準拠した財務諸表に投資損失引当金が計上されている場合や時価の下落割合が30%から50%の有価証券に減損処理を適用している場合のように、有責組合の会計方針と組員の会計方針とが必ずしも一致しないことがある。各組員が有責組合の損益等を自己の財務諸表に取り込むに当たっては、それぞれその投資実態と自己の会計方針とに照らして適切な会計処理を行う。</p> <p>《5. 連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲》</p> <p>101. 組員が連結財務諸表を作成するに当たり、有責組合が当該組員の子会社又は関連会社に該当するか否かの判断に際しては、企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、当協会の監査・保証実務委員会から公表されている「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ & A」及び審査・倫理・相談課ニュース[No.2]「投資事業組合の連結及び持分法の適用について」に実務上の取扱いが定められているので留意する。</p> <p>《適用》</p> <p>《1. 任意組合への準用》</p> <p>102. 本報告は、有責組合の会計処理及び監査上の取扱いを内容としているが、未公開株式への投資を目的とする民法上の任意組合についても、一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠する場合には、当然のことながら金融商品会計基準に準拠して財務諸表を作成する必要があるため、その会計処理及び監査手続についても、本報告の該当箇所を参照することが望ましい。</p> <p>《2. 適用時期》(省略)</p> <p>《付録》</p> <p>付録1 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型 中小企業庁から公示された有責組合会計規則に準拠した標準的な財務諸表等のひな型を例示すると、次のとおりである。</p> <p>(1) 貸借対照表のひな型(省略)</p> <p>(2) 損益計算書のひな型(省略)</p> <p>(3) 業務報告書のひな型</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p>1. 当期における運営の経過及び成果(省略)</p> <p>2. 過去3年間以上の運営成績及び財産の状況の推移並びに当事業年度までの運営成績の累計額(省略)</p> <p>3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実</p>

新

旧

(記載上の注意)

1. 貸借対照表日後監査報告書日までに存続期限の延長が決定された場合には、その内容を記載する。この場合において、当該存続期限の延長が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況を解消し、又は改善するものである場合には、貸借対照表日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していた旨及び当該状況が解消又は改善された旨を併せて記載する。
2. 上記のほか、決算期後に生じた事象のうち、翌期以降の有責組合の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えられるものを記載する。

4. その他有責組合の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

1. 有責組合の存続期限及び延長可能期間(監査報告書日までに存続期限の延長を決定している場合にはその旨及び延長後の存続期限)を記載しなければならない。
2. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合(貸借対照表又は損益計算書の注記事項として「継続企業の前提に関する注記」が記載されている場合を含む。)には、その旨及びその内容、当該事象等についての分析・検討内容及び当該事象等を解消し、又は改善するための対応策を記載する。
3. 有責組合の状況を理解するために、特に記載すべき重要な事項があれば、必要に応じて記載する。

(4) 附属明細書のひな型

附属明細書

1. 投資の明細及び投資の時価の明細(省略)

2. 投資先会社等の状況及び主要な財務数値

会社名 _____

会社基礎情報(平成 年 月 日現在)

- ・ 代表者名
- ・ 所在地
- ・ 設立年月日
- ・ 業務内容
- ・ 発行済株式数
- ・ 潜在株式数
- ・ 資本金
- ・ その他

主要な財務数値

(単位:円)

期別 項目	x / x 月期	x / x 月期	x / x 月期	x / x 月期
売上高				
経常損益				
当期損益				
総資産				
資本金				
純資産				

(記載上の注意)

決算期後に生じた事象のうち、翌期以降の有責組合の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えられるものを記載する。

4. その他有責組合の状況に関する重要な事項

(記載上の注意)

1. 有責組合の存続期限及び延長可能期間(存続期限の変更を決定している場合にはその旨及び変更後の存続期限)を記載しなければならない。
2. 有責組合の状況を理解するために、特に記載すべき重要な事項があれば、必要に応じて記載する。

(4) 附属明細書のひな型

附属明細書

1. 投資の明細及び投資の時価の明細(省略)

2. 投資先会社等の状況及び主要な財務数値

会社名 _____

会社基礎情報(平成 年 月 日現在)

- ・ 代表者名
- ・ 所在地
- ・ 設立年月日
- ・ 業務内容
- ・ 発行済株式数
- ・ 潜在株式数
- ・ 資本金
- ・ その他

主要な財務数値

(単位:円)

期別 項目	x / x 月期	x / x 月期	x / x 月期	x / x 月期
売上高				
経常損益				
当期損益				
総資産				
資本金				
純資産				

新	旧
<p>ファイナンスの推移</p> <p>事業の概況及び今後の事業見通し</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記のひな型は、必要と思われる事項を網羅的に記載しているが、無限責任組合員が「投資先会社等の状況及び主要な財務数値」として適当と考える情報を独自の書式により記載することができる。 2. 「主要な財務数値」が監査法人等による監査を受けていない場合、又は他の監査法人等により監査されている場合には、その旨及び事業年度を注記する。 3. 「ファイナンスの推移」には、増資、新株予約権付社債の発行等、資本の変動に影響する事項に関して、発行価格、発行総額等を記載する。 4. 前期末までに取得価額を備忘価額まで評価減した投資先会社等については、記載を省略することができる。 5. 「投資先会社等の状況及び主要な財務数値」は、<u>有責組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分ではない</u>ため、監査の対象外である旨の記載を行う。 <p>3. 組合員の持分に関する明細(省略)</p> <p>4. 分配金の明細(省略)</p> <p>5. 当期中における売却損益・投資償却損の明細(省略)</p> <p>6. その他の勘定明細(省略)</p> <p>付録2 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に対する監査報告書の文例</p>	<p>ファイナンスの推移</p> <p>事業の概況及び今後の事業見通し</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記のひな型は、必要と思われる事項を網羅的に記載しているが、無限責任組合員が「投資先会社等の状況及び主要な財務数値」として適当と考える情報を独自の書式により記載することができる。 2. 「主要な財務数値」が監査法人等による監査を受けていない場合、又は他の監査法人等により監査されている場合には、その旨及び事業年度を注記する。 3. 「ファイナンスの推移」には、増資、新株予約権付社債の発行等、資本の変動に影響する事項に関して、発行価格、発行総額等を記載する。 4. 前期末までに取得価額を備忘価額まで評価減した投資先会社等については、記載を省略することができる。 5. 「投資先会社等の状況及び主要な財務数値」は、<u>組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分ではない</u>ため、監査の対象外である旨の記載を行う。 <p>3. 組合員の持分に関する明細(省略)</p> <p>4. 分配金の明細(省略)</p> <p>5. 当期中における売却損益・投資償却損の明細(省略)</p> <p>6. その他の勘定明細(省略)</p> <p>付録2 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に対する監査報告書の文例</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 取締役会 御中(注1)</p> <p style="text-align: right;">監査法人 指定社員 公認会計士 印 業務執行社員 指定社員 公認会計士 印 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p>当監査法人(注3)は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(以下「法律」という。)第8条第2項の規定に基づき、投資事業有限責任組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p style="text-align: right;">平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;">投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社 取締役会 御中(注1)</p> <p style="text-align: right;">監査法人 指定社員 公認会計士 印 業務執行社員 指定社員 公認会計士 印 業務執行社員</p> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p>当監査法人(注3)は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(以下「法律」という。)第8条第2項の規定に基づき、投資事業有限責任組合の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損</p> </div>

新

益計算書及び業務報告書（会計に関する部分に限る。）並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、業務報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち、有限責任組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表等の作成責任は無限責任組合員の経営者（注４）にあり、当監査法人（注３）の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人（注３）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注３）に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、無限責任組合員の経営者（注４）が採用した会計方針及びその適用方法並びに無限責任組合員の経営者（注４）によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、貸借対照表に計上されている投資は、組合契約で定められた評価基準に準拠して処理されていることを確かめる監査手続を実施した。当監査法人（注３）は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人（注３）の意見は次のとおりである。

貸借対照表に計上されている投資は、組合契約で定められた評価基準に準拠して処理されている。また、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書（会計に関する部分に限る。）並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）は、法律、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（平成10年8月20日中小企業庁公示、10・08・07 企庁第2号）」及び組合契約に従い適正に作成されているものと認める。

追記情報

重要な会計方針及びに記載されているとおり、投資の評価方法は、組合契約に定める評価方法に従い無限責任組合員の判断によって決定されており、また、期末における未実現損益の金額から期首における未実現損益の金額を控除した額を未実現損益調整額として損益計算書に計上している。これらの評価又は処理の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した方法とは異なるものである。（注５）

なお、損益計算書の注記に、有価証券を「金融商品に関する会計基準」による評価方法で評価した場合の当期利益（注６）の額が記載してある。（注７）

無限責任組合員及び有限責任組合と当監査法人又は業務執行社員（注３）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

旧

益計算書及び業務報告書（会計に関する部分に限る。）並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、業務報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、業務報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち、有限責任組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表等の作成責任は無限責任組合員の経営者（注４）にあり、当監査法人（注３）の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人（注３）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注３）に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、無限責任組合員の経営者（注４）が採用した会計方針及びその適用方法並びに無限責任組合員の経営者（注４）によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。なお、貸借対照表に計上されている投資は、組合契約で合意された評価基準に準拠して処理されていることを確かめる監査手続を実施した。当監査法人（注３）は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人（注３）の意見は次のとおりである。

貸借対照表に計上されている投資は、組合契約で合意された評価基準に準拠して処理されている。また、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書（会計に関する部分に限る。）並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）は、法律、「中小企業等投資事業有限責任組合会計規則（平成10年8月20日中小企業庁公示、10・08・07 企庁第2号）」及び組合契約に従い適正に作成されているものと認める。

追記情報

重要な会計方針及びに記載されているとおり、投資の評価方法は、組合契約に定める評価方法に従い無限責任組合員の判断によって決定されており、また、期末における未実現損益の金額から期首における未実現損益の金額を控除した額を未実現損益調整額として損益計算書に計上している。これらの評価又は処理の方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した方法とは異なるものである。（注５）

なお、損益計算書の注記に、有価証券を「金融商品に関する会計基準」による評価方法で評価した場合の当期利益（注６）の額が記載してある。（注７）

無限責任組合員及び有限責任組合と当監査法人又は業務執行社員（注３）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

新	旧
<p>(注1) 文例では宛先は無限責任組員が株式会社の場合であるが、無限責任組員が個人の場合には、以下の宛先とすることも考えられる。</p> <p>(宛先) 無限責任組員 殿</p> <p>(注2) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、上記の記載例とする。 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>監査法人 代表社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。</p> <p>有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 指定有限責任社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。</p> <p>公認会計士事務所 公認会計士 印 公認会計士事務所 公認会計士 印</p> <p>(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。</p> <p>(注4) 無限責任組員が個人の場合には、「無限責任組員の経営者」を「無限責任組員」とする。</p> <p>(注5) 投資の評価方法及び未実現損益の処理方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく方法とは異なるものであることについての追記情報の文例である。当該追記情報は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく方法との差異に重要性が乏しい場合を除いて記載するものとする。</p> <p>(注6) 当期損失の場合は、当期損失とする。</p> <p>(注7) 有責組会計規則に準拠した財務諸表等とあわせて、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成し、かつ適正意見の監査報告書が付されている場合の追記情報の文例である(第96項参照)。</p>	<p>(注1) 文例では宛先は無限責任組員が株式会社の場合であるが、無限責任組員が個人の場合には、以下の宛先とすることも考えられる。</p> <p>(宛先) 無限責任組員 殿</p> <p>(注2) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、上記の記載例とする。 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>監査法人 代表社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。</p> <p>有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 指定有限責任社員 公認会計士 印 業務執行社員 公認会計士 印 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。</p> <p>公認会計士事務所 公認会計士 印 公認会計士事務所 公認会計士 印</p> <p>(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。</p> <p>(注4) 無限責任組員が個人の場合には、「無限責任組員の経営者」を「無限責任組員」とする。</p> <p>(注5) 投資の評価方法及び未実現損益の処理方法は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく方法とは異なるものであることについての追記情報の文例である。当該追記情報は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく方法との差異に重要性が乏しい場合を除いて記載するものとする。</p> <p>(注6) 当期損失の場合は、当期損失とする。</p> <p>(注7) 有責組会計規則に準拠した財務諸表等とあわせて、金融商品会計基準に準拠した財務諸表を作成し、かつ適正意見の監査報告書が付されている場合の追記情報の文例である(第81項参照)。</p>
<p>付録3 財務諸表等規則に準拠した財務諸表に対する監査報告書の文例(省略)</p>	<p>付録3 財務諸表等規則に準拠した財務諸表に対する監査報告書の文例(省略)</p>
<p>付録4 中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例(省略)</p>	<p>付録4 中間財務諸表等規則に準拠した中間財務諸表に対する中間監査報告書の文例(省略)</p>
<p>付録5 組合事業の遂行そのものに支障が生じていない有責組合の有期限性の下での「継続企業の前提に関する注記」の文例</p> <p>【文例1】処分方針の実行に重要な不確実性が存在する場合</p> <p>投資事業有限責任組合における有期限性の下での継続企業の前提に重要な疑義を生じ</p>	

新	旧
<p>させるような事象又は状況は、<u>正常な事業活動が阻害される場合、すなわち、貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間内に資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある場合を想定して検討するのが適当とされています（日本公認会計士協会 業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」第10項）。</u></p> <p><u>当組合は、貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が一年未満となったものの、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</u></p> <p><u>当組合は、当該状況を解消し又は改善すべく、処分方針の策定に着手しております。</u></p> <p><u>しかし、この対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であり、売買契約の締結等が確定していないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</u></p> <p><u>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。</u></p> <p>【文例2】存続期限の延長の計画の実行に重要な不確実性が存在する場合</p> <p><u>投資事業有限責任組合における有期限性の下での継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、正常な事業活動が阻害される場合、すなわち、貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間内に資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある場合を想定して検討するのが適当とされています（日本公認会計士協会 業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」第10項）。</u></p> <p><u>当組合は、貸借対照表日の翌日から存続期限までの期間が一年未満となったものの、当該期間内での資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがあるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</u></p> <p><u>当組合は、当該状況を解消し又は改善すべく、存続期限を平成×年×月×日まで延長することを予定しております。</u></p> <p><u>しかし、この対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であり、組合契約に定める手続に従って延長が行われることが確定していないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。</u></p> <p><u>なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。</u></p>	

適用時期

「業種別委員会報告第38号「投資事業有限責任組合における会計処理及び監査上の取扱い」の改正について」（平成22年1月13日）は、平成22年1月13日から適用する。

以 上